

フランスにおける企業への公的支援制度

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 318 (Jan 21,2008)

財団法人自治体国際化協会
(パリ事務所)

目次

はじめに

概要

第1章 企業に関する統計	1
第1節 定義及び範囲の限定.....	1
1 定義.....	1
2 範囲の限定.....	1
第2節 規模別に見た企業.....	2
1 規模別に見た企業.....	2
2 活動セクター別に見た企業.....	5
第2章 企業に対する公的支援の基本的性格	9
第1節 企業に対する公的支援とは.....	9
第2節 歴史的背景.....	9
1 中央集権的伝統.....	9
2 1970年代の転機.....	10
3 1982年の地方団体による経済介入の合法化.....	11
第3節 統計.....	12
第4節 欧州法の要求事項.....	13
第5節 企業に対する公的支援の優先地域.....	15
1 地域の整備及び持続可能な開発に関する国の政策.....	15
2 EUの地域政策.....	18
第3章 企業に対する公的支援の実施主体	19
第1節 序文.....	19
第2節 国の普遍的権限.....	19
第3節 地方団体とその広域行政組織.....	20
1 数と定義.....	20
2 コミュン、県、州に関する一般権限条項.....	21
3 主要任務の誕生.....	22
第4節 州のリーダーとしての役割.....	22
第5節 企業支援を行う地方の機関.....	24
1 会議所.....	24
2 非営利社団と地方混合経済会社.....	24
第6節 国の公施設法人.....	26
1 貯蓄供託金庫.....	26
2 OSÉO（オゼオ）.....	26
3 ADEME（環境・エネルギー管理機関）.....	27
第7節 欧州連合.....	27

第4章 企業に対する公的支援の内容	30
第1節 国の支援.....	30
1 国土における企業のより適切な分布の探求.....	30
2 失業対策.....	31
3 企業内能力の向上.....	32
4 イノベーション支援.....	33
5 近隣サービスの維持及び発展.....	35
第2節 地方団体とその広域行政組織による支援.....	35
1 経済活動の創設又は拡張の促進を目指した支援措置.....	35
2 住民の経済的・社会的利益を保護するための支援.....	40
第3節 パートナーシップによる支援.....	41
1 国・州間計画契約.....	41
2 ふるさと圏憲章・ふるさと圏契約.....	42
3 コミュニオン間開発整備憲章.....	43
4 単一計画書.....	43
第5章 企業に対する支援策の事例	44
第1節 概略.....	44
第2節 州の事例.....	45
1 ミディ・ピレネー州.....	45
2 バス・ノルマンディ州.....	48
第3節 広域行政組織の事例.....	51
1 ナント大都市共同体.....	51
2 レンヌ都市圏共同体.....	53
3 リール大都市共同体.....	57
第4節 県の事例.....	60
1 ローヌ県.....	60

はじめに

フランスは、伝統的に国が経済政策を担ってきた国である。

その背景には国としての一体的な発展、雇用の確保を目指すという大前提があるわけであるが、最近では自国企業に対する外国企業の介入などを回避するために「経済愛国主義」という言葉も使われるなど、いわばアングロサクソン型の市場原理最優先の考え方とは少し距離を置いた独自の政策を敷いているような印象を受ける。

一方で国内の地方団体レベルの経済政策に関しても地方分権の流れの中で変化が生じている。2005年1月に施行された「地方の自由及び責任に関する法律」において、国から地方への数々の権限移譲が行われているが、なかでも州は、州内の経済開発計画の策定権限を移譲された。経済のグローバル化が進む中で、地方の特性に従い、柔軟に経済活性化を進めなければならないという必要性があるためであろう。これにより、域内の経済開発を一体的に行うために州の果たす調整役としての役割が強化されたことになる。

また我が国でも国、地方自治体レベルで企業誘致等を目的に様々な形で企業支援を行うことは重要な関心事のひとつである。

そのような背景のもとで、フランスでは経済開発を進めるためにどのように企業に対する公的支援が行われているかについて取り上げたい。

あまりにも数多くのアクターが、輻輳しつつ企業支援を行っている現状をある専門家は「ジャングル」に例えた。この広大な森に一筋の光をあて、制度、実態の全体像が少しでも理解できるようにと努めたが、参考になれば幸いである。

なお、フランスの地方制度の基本的な枠組みに関してはすでに当事務所で編集し当協会から発行された冊子の中で述べられているところであり、ここでは割愛させていただいた。巻末の参考文献に掲げたので参照していただきたい。

また、2007年1月にはEUの地域政策において重要な変革が行われるなど、常に制度は変化を続けているため、特筆しない限り、本書では2006年12月現在の情報をまとめることとした。

本書の作成にあたっては、ミディ・ピレネー州、バス・ノルマンディ州、ローヌ・アルプ県、ナント大都市共同体、レンヌ都市圏共同体、リール大都市共同体で経済政策を担当している方々に話を伺い、大変お世話になった。この場を借りて、改めてお礼を申し上げたい。

(財) 自治体国際化協会 パリ事務所長

概要

本書では、フランスにおける経済政策の一環として、企業に対する公的支援がどのように行われているかについて、歴史的な背景、法制度、施策の内容、実例等をまとめ紹介する。

第1章では、フランスにおける企業の定義を行い、本書で取り扱う対象範囲を限定することとし、企業に関する現状を統計データにより客観的に分析する。

第2章では、企業に対する公的支援の基本的性格を記す。歴史的に経済問題の表面化が制度改正の牽引役を果たしたことを説明するとともに、国、地方、EUの予算の規模を参考に示す。また欧州レベルの法的枠組みと、欧州、国レベルの様々な支援が一定の区域設定に基づき行われるという原則について説明する。

第3章では公的支援を行う主体について取り上げる。企業活動への支援に関しては国、地方、欧州連合をはじめとした数多くの主体が存在しているが、ここでは、フランスにおいて特に主要な役割を果たしているアクターを取り上げるにとどめ、支援策の全体的な傾向を表す。

第4章では企業に対する公的支援の内容を国、地方団体等が行う取り組み、及びそれらの協力関係により行われるものの3つに分類し説明する。ここでは、国であれば失業対策、また地方では過疎が進む地域における住民の利益を守る施策など、その団体特有の目的に基づいた政策が実施されること等を説明する。

第5章では、州（ミディ・ピレネー州、バス・ノルマンディ州）、コミューン間広域行政組織（ナント大都市共同体、レンヌ都市圏共同体、リール大都市共同体）、県（ローヌ県）で行われている施策の具体例を紹介する。

第1章 企業に関する統計

第1節 定義及び範囲の限定

1 定義

「企業」とは、法的に自立した経済単位であり市場で財又はサービスを生産するための組織である。「企業」には、一つ又は複数の「事業所」が含まれる¹。

「事業所」とは、個別化が可能であり、所在地が特定された生産単位である。「事業所」は法的に自立しておらず、企業に属する²。

2 範囲の限定

(1) 「ICS」(Industrie – Commerce – Services) (工業、商業、サービス業) の範囲

本書に紹介する統計の対象となった企業及び事業所は、「ICS」(工業、商業、サービス業)と呼ばれる分野に属する。この統計分野は、工業、建設、商業、及びサービスの有償で活動を行うセクターを集めたものである。したがって、次の活動セクターはこの分野に含まれない。

- ・ 農業、林業、漁業
- ・ 銀行及び保険会社の行う金融業
- ・ 行政
- ・ 非営利団体の活動
- ・ 不動産賃貸³

(2) 様々な企業分類

フランスでは、企業支援の際に考慮される規模(従業員数)についての基準は、支援措置を制定する法令によって異なる。したがって、規模別の企業分類について、唯一の定義というものは存在しない。

¹ http://www.insee.fr/fr/nom_def_met/definitions/html/entreprise.htm

² http://www.insee.fr/fr/nom_def_met/definitions/html/etablissement.htm

³ http://www.insee.fr/fr/nom_def_met/definitions/html/champ-ics.htm

このような状況を単純化するために、EU は 1996 年 4 月 3 日に次の基準に従って企業を分類するよう勧告した。

- ・ 零細企業：従業員数 0～9 人
- ・ 小企業：従業員数 10～49 人
- ・ 中企業：従業員数 50～249 人
- ・ 大企業：従業員数 250 人以上¹

この分類方法は、後述する統計データのベースとなるが、これ以外の分類方法も使用する場合がある。興味深い特徴を明らかにする場合や、或いはより詳しいデータが存在しない場合には、異なる分類方法を用いることがある。

第 2 節 規模別に見た企業

1 規模別に見た企業

(1) 企業の規模

INSEE (Institut national de la statistique et des études économiques 国立統計経済研究所) によると、2005 年 1 月 1 日には、フランスに 2,617,870 社の企業が存在している。

(表 1)

特徴的であるのは大部分の企業 (58.4%) は、従業員を一人も雇用しておらず、また一方でこれらの企業が生み出す付加価値は、全体の 3.9%を占めるに過ぎない点である。(表 1 と表 2)

残りの部分を占める、少なくとも 1 人の従業員を雇用している企業 (1,087,760 社) は、生み出される付加価値の 96.1%を占める。2005 年 1 月 1 日の時点で、そのうちの 83.5%が従業員 10 人未満の零細企業であり、97.4%が従業員 1～49 人の小企業である。従業員 50 人以上を雇用する企業は、企業全体 (従業員を全く雇用しない企業も含む) の 1.1%を占めるに過ぎないが、付加価値全体の 60.9%を生み出している。また一方で、数としては企業全体のわずか 0.2%である 250 人以上の規模の企業が、付加価値全体の半分近く (47.3%) を生み出していることが表 2 によって理解できる。

次に雇用に関しては、表 3 に示すとおり従業員 1～49 人の小規模な事業所は 2002 年現在合計 5,887,500 人を雇用しており、給与所得者全体の 41.85%を占めていた。2005 年 1 月 1 日に従業員を 1 人以上雇用する企業の 2.6%を占めていた従業員 50 人以上の規模の事業所は、2002 年、合計 8,182,900 人を雇用しており、これは給与所得者総数の 58.15%に相当する。

¹ http://www.pme-commerce-artisanat.gouv.fr/economie/chiffresclefstpe/intro_def.htm

表1 2005年1月1日現在の規模別に見た企業の分布

企業の規模	企業数	全体に占める割合 (%)
零細企業 (従業員0～9人)	2,438,290	93.1
従業員のいない企業 (従業員0人)	1,530,110	58.4
従業員1～9人の企業	908,180	34.7
小企業 (従業員10～49人)	151,010	5.8
中企業 (従業員50～249人)	23,650	0.9
大企業 (従業員250人以上)	4,910	0.2
合計	2,617,870	100.0

注: 規模別の企業数は十位未満を四捨五入しているため、それを足した数と合計 2,617,870 とは一致しない。

フランス全土 (本土及び海外県) が対象。

出典: INSEE (国立統計経済研究所)、SIRENE (企業・事業所目録)

<http://www.insee.fr>

表2 規模別に見た2002年に企業が生み出した付加価値

企業の規模	付加価値(10億ユーロ)	全体に占める割合 (%)
零細企業 (従業員0～9人)	152.8	21.4
従業員のいない企業 (従業員0人)	28.2	3.9
従業員1～9人の企業	124.7	17.4
小企業 (従業員10～49人)	126.8	17.7
中企業 (従業員50～249人)	97.2	13.6
大企業 (従業員250人以上)	338.6	47.3
合計	715.5	100.0

出典: DGI (税務総局)、INSEE (国立統計経済研究所)、DCASPL (商業・手工業・サービス・自由業局)、FICUSの税務データベース

<http://www.pme.gouv.fr>

表3 2002年の税務統計に基づく企業の規模別に見た従業員数

企業の規模	従業員数	全体に占める割合 (%)
零細企業 (従業員1～9人)	2,876,100	20.4
小企業 (従業員10～49人)	3,011,400	21.4
中企業 (従業員50～249人)	2,328,200	16.5
大企業 (従業員250人以上)	5,854,700	41.6
合計	14,070,400	100.0

出典: DGI (税務総局)、INSEE (国立統計経済研究所)、DCASPL (商業・手工業・サービス・自由業局)、FICUSの税務データベース

<http://www.pme.gouv.fr>

(2) 創業の動向

フランスにおける創業のペースは、ここ数年間で加速された。表4によれば2005年に設立された企業の数(316,534)は、2001年(268,619)と比較して17.8%増加している。

傾向として、従業員のない企業の割合が増加し、それ以外の企業の割合が減少している。2001年には創設された企業のうち77.3%が従業員のない企業であったのに対し、2005年にはこの割合は83.3%であり、この期間の企業設立数の増加は、従業員のない企業の増加が寄与している。また2005年に設立された企業の99%は創設時の従業員数が10人未満である。

一方で設立された企業の安定性に関しては、表5によれば、1998年に設立された従業員0人の5年後の生存率は48.1%である。最も安定性の高い企業は、創設時の従業員数が6～9人の企業で、そのうちの60.8%は5年後も存在しており、平均値より10ポイント高い。

雇用に関しては、2005年に創出された雇用の半分以上(51%)が従業員5～19人の事業所で創出されている。従業員数500人以上の企業は、数年間連続で著しい減少を記録した後、2005年に再び雇用を創出し始めている。

表4 規模別に見た企業の創設

企業の規模	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
従業員0人(%)	77.3	77.9	80.1	83.1	83.3
従業員1～2人(%)	15.6	15.1	13.7	12.2	11.7
従業員3～9人(%)	5.7	5.6	4.9	3.7	4.1
従業員10人以上(%)	1.4	1.4	1.3	1.0	1.0
合計(社)	268,619	268,459	291,986	318,757	316,534
うち純粋な創設(%)	65.2	65.7	67.7	69.9	70.9
うち買い取り(%)	15.5	15.0	13.7	13.2	12.9
うち休眠会社の再生(%)	19.3	19.3	18.6	16.9	16.2

注：フランス全土(本土及び海外県)が対象。

出典：国立統計経済研究所(INSEE)、企業・事業所目録(SIRENE)

<http://www.insee.fr>

表5 1998年設立の企業に関して規模別に見た生存率

企業の規模	3年後(2001年)の生存率(%)	5年後(2003年)後の生存率(%)
従業員0人	60.1	48.1
従業員1～2人	69.8	55.5
従業員3～5人	71.2	57.7
従業員6～9人	73.8	60.8
従業員10人以上(%)	72.7	58.8
全体	63.4	50.8

注：従業員数は、企業設立時の数。

フランス全土（本土及び海外県）が対象。

出典：INSEE（国立統計経済研究所）、SINE（新企業・情報システム）

<http://www.insee.fr>

表6 規模別に見た事業所従業員数の変遷

企業の規模	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
従業員1～4人	+11,463	-1,078	+127	+13,574	+8,971
従業員5～9人	+25,841	+14,575	+5,688	+18,672	+12,726
従業員10～19人	+54,996	+8,996	+7,539	+10,062	+42,225
従業員20～49人	+62,170	+29,489	+4,813	+1,520	+4,452
従業員50～99人	+71,644	+26,523	+8,924	+14,111	+18,926
従業員100～199人	+41,779	+22,769	+7,777	+19,447	+8,862
従業員200～499人	+57,855	+14,044	-50,506	-5,521	+972
従業員500人以上	-47,070	-7,695	-25,664	-23,109	+10,669
合計	+278,678	+107,623	-41,302	+48,756	+107,803

注：各年12月31日における従業員数の変遷。

出典：失業保険に加入する事業所全体における給与所得者の年間統計（ASSEDIC（商工業雇用協会））。2006年8月22日にASSEDICの統計情報サーバー「UNISTATIS」上で発表された2005年12月31日時点のデータ。

<http://info.assedic.fr/unistatis/>

2 活動セクター別に見た企業

(1) 2005年1月1日における活動セクター別に見た企業分布

表7に見るとおり、フランスにおける企業の大部分（77%）は、サービス業に属する。内訳は商業（24.6%）、企業向けサービス（17%）、個人向けサービス（15.7%）、教育・医療・福祉（13.1%）のセクターに分かれる。次いで、建設（13.5%）、非食品工業（7%）が続く。

表7 2005年1月1日における活動セクター別に見た企業分布

活動セクター	企業数	全体に占める割合 (%)
工業	248,690	9.5
食品工業	65,090	2.5
工業（食品を除く）	183,600	7.0
建設業	353,930	13.5
サービス業	2,015,260	77.0
商業	644,400	24.6
輸送	88,940	3.4
不動産	83,220	3.2
企業向けサービス	445,440	17.0
個人向けサービス	410,760	15.7
教育、医療、福祉	342,500	13.1
合計	2,617,870	100.0

注：数字は十位未満を四捨五入。

フランス全土（本土及び海外県）が対象。

出典：INSEE（国立統計経済研究所）、SIRENE（企業・事業所目録）

<http://www.insee.fr>

（2）活動セクター別に見た創業及び企業が創出した新たな雇用

表8からわかるようにサービス業はフランスにおける年間企業創設の中で最も大きな割合を占め、2001年から2005年にかけて、その割合は77%前後で安定している。建設業の占める割合は2001年の14.6%から2005年には16%に増加した。同時期、工業は、2001年の7.5%から2005年には6.7%まで減少している。

創設された企業の安定性に関しては、1998年にホテル・カフェ・レストランセクター（個人向けサービス）で設立された企業のうち2003年に営業を続けていたのは44.7%にすぎない。逆に、食品工業は巧みに窮地を脱している。このセクターの5年後の生存率は、企業全体の平均より7ポイント以上高いことになる。（表9）

雇用の分野では、2001年から2005年の活動セクター全体についての雇用創出数は、501,558人であった。これらの新たな雇用は建築業・サービス業によるものであり、同時期に工業セクターは385,562人の雇用を失っている。

表8 活動セクター別に見た創業

(単位：%)

活動セクター	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
工業	7.5	7.2	6.8	6.8	6.7
食品工業	2.3	2.3	2.1	2.2	2.3
工業（食品を除く）	5.2	4.9	4.7	4.6	4.4
建設業	14.6	14.2	14.5	15.6	16.0
サービス業	77.9	78.8	78.7	77.6	77.3
商業	26.2	26.6	27.1	26.9	26.0
輸送	2.5	2.5	2.5	2.2	2.2
不動産	3.4	3.6	3.7	4.1	4.4
企業向けサービス	18.7	18.2	18.5	19.2	19.9
個人向けサービス	19.4	19.9	19.1	18.1	17.7
教育、医療、福祉	7.7	8.0	7.8	7.1	7.1
合計（社）	268,619	268,459	291,986	318,757	316,534

注：フランス全土（本土及び海外県）が対象。

出典：INSEE（国立統計経済研究所）、SIRENE（企業・事業所目録）

<http://www.insee.fr>

表9 活動セクター別に見た1998年に設立された企業の生存率

活動セクター	3年後(2001年)の生存率%	5年後(2003年)の生存率%
食品工業	70.4	58.2
工業（食品を除く）	68.4	54.5
建設	68.6	55.4
商業・修理	59.5	46.8
輸送	66.0	50.9
企業向けサービス	61.6	49.9
ホテル・カフェ・レストラン	59.4	44.7
その他のサービス	69.7	59.6
全体	63.4	50.8

注：フランス全土（本土及び海外県）が対象。

出典：INSEE（国立統計経済研究所）、SINE（新企業情報システム）

<http://www.insee.fr>

表 10 活動セクター別に見た従業員数の変遷

活動セクター	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
工業	-4,339	-95,718	-107,605	-92,182	-85,718
建設業	+27,573	+5,494	+12,808	+22,665	+45,400
サービス	+254,631	+198,349	+53,536	+117,804	+147,387
合計	+278,678	+107,623	-41,302	+48,756	+107,803

注：各年 12 月 31 日における従業員数の変遷。

出典：失業保険に加盟する事業所全体における従業員数の年間統計（ASSEDIC（商工業雇用協会））。2006年8月22日にASSEDICの統計情報サーバー「UNISTATIS」上で発表された2005年12月31日時点のデータ。

<http://info.assedic.fr/unistatis/>

第2章 企業に対する公的支援の基本的性格

第1節 企業に対する公的支援とは

フランスの公法は、企業に対する公的支援という概念を定義していない。しかし、学説上では、社会全体の利益を目的に、公的機関（EU、国、地方団体、公施設法人）が実施するもしくは公的資金により行われる、企業へのあらゆる特典の付与を指す。

判例によれば、公的機関の介入がその行政管轄に住む住民（又はその大部分）の集団のニーズに応えることを目指す場合には、社会全体の利益が存在するということになる。

実際に行われている企業に対する公的支援政策は、特定の地域において、補助金などの直接的財政支援、免税など税制面での支援、また土地や建物の提供、助言などのサービス、プロモーション事業、ひいては経済界の連携を強め経済全体を活性化させる活動の総体を指し、その多様性が特徴的である。

州など地方団体をはじめとする公的機関は、単独で介入することもあれば、他の地方、国もしくは欧州レベルの公共若しくは民間の機関と協力し介入を行うこともある。

地方財政面で期待される経済効果（特に職業税の税収増）に加え、企業に対する公的支援政策の主な目的は、雇用確保である。少なくとも地域内に雇用を維持すること、最も望ましいケースでは雇用を創出し、さらにそれを発展させていくことである。

現在、市場がグローバル化し競争が一層激化している中、地域における競争力の低下や経済活動拠点の地域外移転という問題に常に直面しているため、企業に対する公的支援政策は大きな重要性を帯びてくる。公的機関の介入の課題は、新たな企業を誘致し、なおかつ既存の企業が競争力を維持することができるようサポートすることである。

第2節 歴史的背景

1 中央集権的伝統

フランスは伝統的に経済活動について中央集権的な視点を持つ国であり、経済分野における介入を行うことができるのは国のみであると考えられていた。このような概念は、大部分の地方政治家や多くの企業経営者が共有するものであった。

とはいうもののコミューンの組織に関する 1884 年 4 月 5 日法は、経済分野におけるコ

ミューンのイニシアティブについていかなる制限も規定していなかった。しかし一方で、コンセイユ・デタ（國務院、フランスにおける行政最高裁判所）は、1791年のシャプリエ法によって導入された商業及び工業の自由の原則に基づき、一部のコミューンが経済活動へ介入する意思があったにも関わらず、早々に制限をもたらす判例を示している。

つまり、民間セクターのイニシアティブが完全に欠如する場合、もしくは行政裁判所判事が例外的状況下である、と認めた場合においてのみ、地方団体は介入が許されるという内容である。

このようにしてコンセイユ・デタは、地方団体の介入によって競争のルールがゆがめられるのを防ぐだけでなく、経済分野への介入によって自らリスクを負う恐れのある地方財政を保護するよう注意を払った。

第二次世界大戦後、地方団体は経済分野における住民のニーズに応える意思を強めていったが、その活動は依然として上水道及び下水道などの公役務の設置又は維持に限られていた。

したがって、経済分野のほぼ独占的な主体であり続けたのは国であった。経済分野を含め国の政策を編成する主要方針は、国の復興・近代化のための努力を合理的かつ効率的に推進するために1947年に制定された5カ年計画の中で具体化されている。

一方1982年まで、地方のイニシアティブは地方長官の後見監督によって管理されていた。地方団体がとる決定事項は、採択に先立ち、県における国の代表である地方長官により承認されることが義務づけられていたのだ。

2 1970年代の転機

1974年に始まった経済危機のため、70年代地方団体は経済分野に以前より直接的に介入するようになった。

これは倒産や解雇が相次ぐという状況下、地方団体が民間企業のために介入することを要求する地域の圧力が大きくなったことに由来する。具体的には多くの地方団体が経済活動地域の整備を行い、企業誘致のための財政的優遇策を実施した。

一方で大規模な経済危機及びそれに伴う雇用への悪影響に手をこまねいた政府当局は、自らの立場を変える必要に迫られた。州は当時まだ完全な行使権を伴った地方団体ではなく、1972年7月5日法によって設置された州公施設法人であったが、経済調整という目的のために、1977年のデクレによって企業に対する貸付金への信用保証への参加が可能になり、また工業分野の企業の創設に対して助成金を付与することが認められるようになった。続いて1981年には、営利目的の会社への資本参加が認められることになる。

当時の状況からこのような修正を強いられたにもかかわらず、国は、地方団体による企業のための介入に関し正当性を認めることに依然として大きな抵抗を示していた。このこ

とは 1976 年 9 月 10 日に県地方長官に宛てられた内務大臣の通達で、地方団体による企業への直接的支援、及び国が定めた地域整備の優先事項を守らない支援を禁止したことでよく表れている。

それでも 1975 年から 1980 年の間に地方団体によって企業に付与された支援額は倍増し、1 億 5 千万ユーロ未満であったのが 3 億ユーロ以上となった¹。

このように、経済分野でますます明らかになっていく地方団体の介入主義と、経済危機によってやや修正されたにもかかわらず、依然として制限を加える法令及び判例の枠組との間には大きな乖離があった。

したがって、地方団体はしばしば法の制限を超え介入せざるを得なかった。

3 1982 年の地方団体による経済介入の合法化

地方団体の経済分野における役割は、コミューン、県、州の権利及び自由に関する 1982 年 3 月 2 日法によってようやく認められる（州はこの時からコミューン、県と同様に地方団体となった）。

この法律は、結果として経済分野における国の権限を地方団体に移譲することにはならなかったが、地方団体に対して企業活動への支援を行うための権限を認めている。こうして、同法は経済分野における地方団体の非介入という原則に終わりを告げ、地方団体の経済分野における活動を明白に合法化した。この時から、地方団体は、自らの所管地域において企業に対する支援政策を実施するための法的枠組を有することになる。

また地方団体及び国との間の権限配分に関する 1983 年 1 月 7 日法は、第一条の中で、「コミューン、県、州は、国と共に、地域の行政及び整備、経済開発、(...)、環境保護並びに生活環境の改善に協力する」と謳っている。

地方団体が新たに獲得した自由は、地方長官による後見監督の廃止によってさらに拡大された。地方団体による決定事項に対する監督は、採択に先立って行われることはなくなり、違法の場合に限って、裁判所に対する提訴を通して行われることになった。

1982 年に企業に対する地方団体の経済介入が合法化されてから 1994 年までの間に支援額は 7 倍に増え、約 3 億ユーロから 20 億ユーロ以上となった²。このような地方団体による経済活動の活性化の目的は、工業界の衰退を解決するための対策を講じ、企業レベルでは、テクノロジーの導入によって生じる企業内再編成をサポートするだけでなく、世界規模で競争が激しくなっていることや企業の移動性が増加したという現状に対処することで

¹ジャン・ラックマン、「州の経済活動」、パリ、エコノミカ社、1997 年、p.57

²ジャン・ラックマン、「州の経済活動」、パリ、エコノミカ社、1997 年、p.57

あった。こうして、新たな企業を自分の地域に誘致しようという競争的意思により、地方団体間に競争が生まれることになる。

しかし、経済分野における国の存在は依然として大きく、中央集権主義の伝統は経済活動の全ての分野の要素に浸透している。

第3節 統計

内務省によると、2003年の国の歳出総額は3,550億ユーロであり、これはGDPの22.8%に相当する。一方地方公的機関全体の歳出総額は1,630億ユーロであり、これはGDPの10.5%、国の歳出額の45.9%に相当する。このように、国は、フランスにおける圧倒的な第一の経済主体である。

しかし一方で地方団体及びその広域行政組織もまた購買者及び雇用者という立場においても、また実施する投資計画によっても、非常に大きな経済的比重を占めている。例えば地方レベルでは、建設・公共工事セクターにおいて地方団体が第一の発注者であることが多い。

地方団体の歳出は実際に恒常的に増加している。1980年から2003年にかけて、対GDPで8%から10.5%に増えている。また地方団体の歳出は国の歳出に比べて増加のスピードが速い。1998年から2002年の間、地方団体の歳出増加率は15%であったのに対し、国の歳出増加率は10%であった。

しかし一方で、国及び地方団体が企業支援に充てた予算総額を正確に評価することは困難である。なぜなら、現在使用可能な統計手段は明らかに不十分で公的支援の全貌がつかめなためである。つまり企業に対する公的支援に関する全体的な調査は一切存在せず、さらに公的支援の付与は数多くの異なった組織によって決定されている。したがって、ここでは多くの情報源を照らし合わせながら、推定に基づいて評価するにとどまる。

EUによると、2001年、フランスの公的機関による企業に対する支援は158億ユーロ、GDPの1.09%であった。EUの平均はGDPの0.99%であり、フランスはこの分野においては平均値よりもやや高くなっている。

当時、計画総庁¹（首相府の諮問機関）は、2001年度に国から企業に対して付与された公的支援総額は約120億ユーロであり（海外県・海外領土を除く）、国の歳出全体の約4.5%であったと推定する。この支援額の39.4%は建設設備・運輸・観光担当省、23.8%は雇用・連帯省、19.4%は経済・財政・産業省によるものであった²。

EUのデータと計画総庁のデータとを照らし合わせてみると、2001年度に地方団体が行

¹ 2006年3月6日付デクレによって設置された戦略分析センターが計画総庁に取って代わった。

² 計画総庁、「企業に対する公的支援：ガバナンス、戦略」、パリ、2003年10月

った企業への支援の推定総額は、約 38 億ユーロである。

また経済・財政・産業省の公会計総局の調査によると、人口 3,500 以上の地方団体及び独自の税源を有するコミューン広域行政組織は、2004 年、経済活動に 60 億ユーロを支出した。この額は歳出全体の 4% を占めるに過ぎないが、地方団体のレベルによって著しい差が存在する。州は 24 億ユーロ（総歳出の 12.2%）、県は 17 億ユーロ（総歳出の 3.3%）、コミューンは 10 億ユーロ（総歳出のわずか 1.7%）を付与した。独自の税源を有するコミューン広域行政組織は経済活動に 9,580 億ユーロを支出したが、これは総歳出の 5.5% に相当する¹。

同調査によると、地方団体の経済介入の主な形式は民間企業への補助金であったが、その額は 19 億ユーロとなっており、経済活動に充てられた歳出総額の 31% であった（県は経済活動歳出の 40% に相当する 6 億 7,200 万ユーロ、州は経済活動歳出の 36% に相当する 8 億 4,600 万ユーロを支出）。

コミューン及び独自の税源を有するコミューン広域行政組織は、特に経済活動地域の整備など設備介入が中心となっている。企業に対するこれらの設備介入は、コミューンにおいて経済活動に割り当てられた予算の 25%、独自の税源を有するコミューン広域行政組織については 36% を占めている。

企業に対する公的支援の地理的分布に関しては、経済介入に最も大きな財源を充てている地方団体は、フランス西部、中央山塊の州、プロヴァンス・アルプ・コートダジュール州、フランシュ・コンテ州、及びコルス州（コルシカ島）である。

逆に、企業を支援するための経済活動に充てる予算が最も少ない地方団体は、フランス東部（アルザス州）及びパリ盆地内の州に位置している。

EU は国と地方団体の活動を補足する形で、開発が遅れた州や急激な変化が生じている工業地域、諸問題を抱える都市及び農村地域への財政的支援を実施している。このような地域開発政策に充てられる資金は、EU の予算の 35% を占める。2000 年から 2006 年の間に、2,130 億ユーロが加盟国に付与された。フランスは、このうち、企業に対する財政支援として EU から 160 億ユーロを受援している。

第 4 節 欧州法の要求事項

企業に対する公的支援に関するあらゆる制度は、法令の階層性の原則に基づき、EU の規定に適合しなければならない。つまり実施される支援は国内法の規定のみならず公的支援に関する欧州法の規定と両立するものでなければならない。

¹ 公会計総局、「経済活動に対する地方団体の支出（2002～2004 年）」、パリ、経済・財政・産業省、2005 年 10 月

この分野に関する EU の規定は、欧州共同体を設立したローマ条約（1957 年）の第 87 条及び第 88 条に由来する。

第 87 条には、「本条約に別段の定めがない限り、形式の如何を問わず国より与えられる支援又はいずれかの国家資金により与えられる支援で、ある企業又はある生産に便益を与えることによって競争をゆがめるか又はゆがめるおそれがあるものは、加盟国間の貿易に影響を及ぼす限り、共通市場と両立しない」と謳われている。

「国の支援」という概念は、ここでは、国であろうと地方団体であろうと公的機関によって付与される全ての支援又は公的資金により付与されるあらゆる支援を含む。原則は、特定の企業又は生産を他の企業又は生産に対して優遇することを狙いとするようなあらゆる公的支援を禁止することであり、その目的は、共通市場の加盟国間の自由競争という原則を守ることである。

しかし、この公的支援禁止の原則は例外を認めている。第 87 条によると、特定の活動又は特定の地域の開発を促すための支援、特に「生活水準が異常に低いか又は深刻な失業が生じている地域の経済開発を促進するための支援」及び「欧州委員会の提案に基づき、特定多数決による欧州連合理事会（閣僚理事会）の可決したあらゆる支援」、とりわけ中小企業の発展をサポートする支援は可能であるとしている。

第 88 条に従って、欧州委員会はこの分野における欧州の法令遵守を保証する役割を担う。同条には「委員会は、加盟国に存在する支援制度を当該加盟国と共に常時審査する」と規定されている。委員会は、これらの支援制度の合法性について決定を下す。

企業に対する公的支援が欧州の法令の基準を満たすためには、次の条件のいずれかを満たすことが必要となる。

- ・加盟国からの届け出を受け、欧州委員会が正式に承認した支援制度の条件を守る。
- ・欧州委員会の定める承認免除規則が適用される。
- ・欧州委員会に個別に届け出、実施に先立ち同委員会によって承認される。

欧州委員会に対して支援制度に関する届け出を行う役割を担うのは、各国の部局である。しかし、届けを出してから欧州委員会の承認を得るまで 12 ヶ月から 18 ヶ月かかるなど手続きは非常に煩雑で、その間予定された支援制度の実施は保留される。

従って、欧州委員会ですでに承認された制度を適用する方が容易であることから、これまでにフランスは、第 87 条及び第 88 条の枠組で承認された制度の大部分を活用している。

また、前述の承認免除規則とは、欧州連合理事会が、規則により、欧州委員会に対し特定のカテゴリーの承認を免除することを認めていることに基づく。具体的には 3 年間で一企業あたり最高 10 万ユーロを委員会の承認なしに付与することが可能である。この免除は「最小支援」と呼ばれている。対象となる企業は、規模や立地の場所にかかわらず、特別な規定が適用される輸送、農業、漁業及び水産養殖セクターにおける活動を行う企業を

除いた、全ての企業である。

フランスでは、欧州の法令適用に関して責任を負うのは国であり、支援を付与する可能性のある全ての公的機関に欧州の法令を遵守させる義務を負う。地方自治法典第 L.1511-1-1 条には、「企業に支援金を付与した全ての地方団体及び全ての地方団体広域行政組織は、欧州委員会の決定又は欧州司法裁判所の判決が一時的又は決定的にそのように厳命する場合には、その支援金を回収しなければならない。回収を行わない場合には催告がなされ、さらに通知の日から数えて1ヶ月以内にその催告が効果を奏さない場合には、その地域で権限を有する国の代表者があらゆる手段を用いて職権による回収を行う」と規定されている。

さらに同 L.1511-1-1 条は、「地方団体及びその広域行政組織は、回収決定についての遅延を伴う執行又は不完全な執行の結果として国に対して生ずる可能性のある判決の財政的結果を負担する」と規定しているため、地方団体にとって支援を EU 法令に適合させることはなおさら大きな重要性を帯びることになる。

第5節 企業に対する公的支援の優先地域

企業に対する公的支援は、どの地域でも同様の方法で実施されているわけではない。地域的に支援のターゲットを絞るために、また、特別な戦略に応えるために、国や地方レベルの行政区画とは異なる区域の設定を行っている。これらの区域は、地理的、経済的、社会的に不利な条件を理由として選ばれたものであるが、特に企業に対する直接的支援、特別税制措置、社会保障費軽減措置など、強化政策の対象となる。

公的支援政策実施の際に、2つの大きな枠組で優先区域が設定される。ひとつは、「地域の整備及び持続可能な開発に関する国の政策」で、もう一つは「EUの地域政策」である。

1 地域の整備及び持続可能な開発に関する国の政策

地域の整備及び持続可能な開発に関する国の政策を推進する目的で次の2種類の区域設定が行われる。

- ・ 地域整備区域 (ZAT)
- ・ 都市部及び農村地帯における優遇区域

(1) 地域整備区域 (ZAT : Zone d'aménagement du territoire)

地域整備区域 (ZAT) は、経済開発の度合いが全体的に低く、構造上工業、第3次産業が未発達である点を特徴とする。この区域は、失業率、所得税算定の基礎となる収入、農村地帯における人口減少傾向等を基に設定される。現在、フランスの住民の約3分の1、すなわち2千万人強が当該区域に住んでいる。

この区域は、最も脆弱な地域における投資・雇用創出計画に対して国が付与する国土整備助成金（PAT：Prime à l'aménagement du territoire）の「工業」部門の地域的枠組である。PAT の名目で、特定の投資・雇用創出条件に基づき、全ての製造業は雇用、設備投資、研究に対する国の支援を受けることができる。地域整備区域は、大企業（従業員 250 人以上）が設備投資支援を受けることのできる唯一の区域であり、また中小企業に関しては、所定の補助率への加算がある。

また地域整備区域に進出した企業は、大企業に対する不動産支援や中小製造業発展基金（FDPMI：Fonds de développement des petites et moyennes industries）など、国又は地方団体のその他の支援措置を受けることも可能である。

このようにこの区域において適用される支援制度は数も多く、他の区域と比較すると優遇されている。

（2）都市部及び農村地帯における優遇区域

ア 農村地帯における区域設定

農村地帯における区域設定には農村地帯再活性化区域（ZRR）が含まれるが、2006 年、フランスの 36,784 のコミューンのうち 13,598 がこの区域に含まれていた。

（ア）農村地帯再活性化区域（ZRR :Zone de revitalisation rurale）

農村地帯再活性化区域（ZRR）は、人口密度の非常に低い区域（1 km²あたりの住民 5 人以下）又は人口密度の低い区域（1 km²あたりの住民 33 人以下）で、次の 3 つの規準のうち一つを満たす区域である。

- ・総人口の減少
- ・農業従事人口の減少
- ・全国平均に比べて農業従事人口の割合が 2 倍以上

同区域では、企業設立時に職業税の免除（最高 5 年間）を享受する。この場合国が、当該地方団体へ税収の欠損分を補填するが、一方で職業税の免除を行うかどうかの決定権は地方団体が有する。また、法人税についても 5 年間の免除を享受する。

イ 都市部の区域設定

都市部の区域設定には、経済的・社会的に不利な条件に従って、3 種類の区域が存在する。

- ・ 社会的問題の起こりやすい都市区域 (ZUS)
- ・ 都市再活性化区域 (ZRU)
- ・ 都市免税区域 (ZFU)

(この順番で状況の深刻度が高くなる。)

(ア) 社会的問題の起こりやすい都市区域 (ZUS :Zone urbaine sensible)

751 の社会的問題の起こりやすい都市区域 (ZUS) が 490 のコミューン内に設定されている。これらの区域の住民数は 460 万人である。

この区域の特徴は、劣化した大規模な団地の存在及び世帯数と雇用数の間の大きな不均衡である。

地方団体は、特に、これらの区域における事業所設立又は拡張に関して企業に課税される職業税を免税することができる。その場合、地方団体が自ら免税による財政負担を負うことになる。

さらに、国による次の 2 種類の特別支援が存在する。

- ・ 社会的問題の起こりやすい都市区域 (ZUS) に事業所を有し、かつ職業税課税の対象となる活動を行うような従業員 5 人以上の企業を設立する者は、創設時に約 3,000 ユーロの定額支援を受けることができる。
- ・ 社会的問題の起こりやすい都市区域 (ZUS) に事業所を有し、かつ職業税課税の対象となる活動を行う従業員 10 人以上の企業は、設備投資の際に支援を受けることができる。この支援額は、当該設備投資額から税金を引いた金額の 15~25% である。

社会的問題の起こりやすい都市区域 (ZUS) への財政支援は、国の経済活性化基金 (FRE) から拠出されている。

(イ) 都市再活性化区域 (ZRU:Zone de redynamisation urbaine)

都市再活性化区域 (ZRU) は 416 存在しており、区域内に居住する住民数は 320 万人である。

この区域は社会的問題の起こりやすい都市区域 (ZUS) に属するが、経済的・社会的状況を理由として追加措置が行われる区域で、失業率の高さ、若年層の割合、学業の修了証書や資格等の無取得者の割合、当該コミューンの潜在財政力の低さを基準に設定される。

優遇策として、企業設立時に職業税を一定期間 (最高 5 年間) 免除される。この場合国が当該地方団体へ税収の欠損分を補填するが、一方で職業税の免除を行うかどうかの決定

権は地方団体が有する。また、法人税についても一定期間免税を享受し、さらに、地域内で創出され、企業の従業員数を増加するような雇用に対して社会保障費の雇用者負担分を12ヶ月間免除される。

(ウ) 都市免税区域 (ZFU :Zone franche urbaine)

2006年3月9日に新たに15の都市免税区域が設置され、現在100となった。これらの区域の住民数は150万人である。

都市免税区域 (ZFU) は住民1万人以上の地域で、都市再活性化区域 (ZRU) と同様の基準で選ばれるが、経済的・社会的状況を理由として、例外的支援措置が行われる区域である。

この区域は、企業設立時に職業税及び固定資産税を一定期間 (最高5年間) 免除される。この場合国が、当該地方団体へ税収の欠損分を補填するが、一方でこれらの税の免除を行うかどうかの決定権は地方団体が有する。さらに、新たな従業員の少なくとも3分の1を優先的區域 (ZUS、ZRU 又は ZFU) の住民の中から雇用することを条件として、一時的に法人税及び社会保障費の雇用者負担分の免除を享受することができる。

2 EU の地域政策

EU 地域政策の名目で付与される欧州の支援金は、EU 全体で均一に割り当てられるわけではなく、3つの政策目標を実現させるべくそれぞれの区域が設定されている。

目標1は、開発の遅れた地域の発展及び構造的調整を促進することを目指す。目標1の対象となるのは、住民一人あたりのGDPがEU平均の75%より低い区域である。フランスにおいてこの対象となる住民数は約160万人で、人口の約2.5%に相当する。

目標2は、構造的に困難な状況にある区域の経済的・社会的転換を支援することを目指す。目標2の対象となるのは、開発レベルはEU平均前後に位置するが、社会的・経済的困難に直面し高い失業率をかかえる区域である。フランスにおいてこの対象となる住民数は約1,880万人で、人口の約30%に相当する。

目標3は、教育・職業訓練・雇用に関する政策の遂行及び近代化に対する支援を目指す。目標3の対象区域はフランス本土全体である。

2007年1月1日以降、EUの地域政策は大規模な方針見直しの対象となり、その一環としてこれらの区域設定は廃止された。(詳しくは、第3章を参照)

第3章 企業に対する公的支援の実施主体

第1節 序文

企業に対するフランスの公的支援は数多くの主体により行われている。

なかでも国は「偏在性という賜物に恵まれた唯一の法人格¹」として全ての領域での影響力を有している。地方長官及び副地方長官を筆頭とした地域における代表者を有しており、企業に対する公的支援に関して避けて通れない主体である。

地方レベルでは、経済分野における権限を有する組織として、地方団体やその広域行政組織だけではなく、公法又は私法に基づいた数多くの機関が存在する。

またさらにこれに国の公施設法人、EU を加えると、企業に対する公的支援の特徴は、種々の法的規定を有する数多くの機関が存在することであり、このようなシステムは実施主体自身にとっても複雑で、イニシアティブの一貫性に欠けることが多い。

第2節 国の普遍的権限

国は、フランス全土で行使される普遍的権限、「権限の権限」を有する。すなわち主権という枠組の中で、国は、自らの権限及びその他の全実施主体の権限を決定する。

このような普遍的権限を理由として、また、数多くの職員及び高額な予算によって、国は他の追随を許さない経済開発の主要な主体である。

この国の有する優位性は、経済分野において地方団体の介入を認めた地方自治法典の中で何度も謳われている。例えば、コミューンについては第 L.2251-1 条、県については第 L.3231-1 条（州に適用される規定は同条文を引用している）が、非常に明白に「国は、経済及び社会政策の指導並びに雇用確保の責任を負う」と規定する。

したがって、企業のための介入に関して地方団体にどのような権限が認められているにしろ、国は企業支援に関し全体的な権限を保持する。

とはいうものの、経済分野における国の権限についての定義は不明瞭である。この定義は、特に、憲法第 20 条及び第 34 条に基づく。第 20 条には「政府は国家の政策を決定し、指導する」と規定されており、この中には経済政策のあらゆる面が包括される。第 34 条は「計画法は、国の経済的及び社会的行動の目標を決定する」と謳っている。それ以外のことは何も規定されていない。法文が存在しないことによって国の介入能力が損われるこ

¹ イヴ・マディオ、ジャン＝ルイ・グソー、「地方団体と経済開発：地方議員、企業、地域」、パリ、国立印刷局、2002年、p.19

とは全くなく、どちらかというところ以外に公的機関の介入能力が損なわれている。

さらに、地方団体の経済活動を合法化する前述の地方自治法典の条文（第 L.2251-1 条及び第 L.3231-1 条）は、地方団体が実施することの可能な支援は、「法文によって定められた国土整備の規則」を守らねばならないと規定する。

一方で国土整備に関する国の方針は、首相付きの国土整備・地方開発省際委員会（CIACT :Comité interministériel d'aménagement et de compétitivité des territoires）の中で決定される。国土整備・地方開発局（DIACT :Délégation interministérielle à l'aménagement et à la compétitivité des territoires）が方針策定の準備を担当し、さらに方針に基づく政策の推進・調整に当たる。

この、国が決定する方針は 20 年を対象期間とする 9 つの公役務計画（高等教育、文化、保健衛生、情報・コミュニケーション、旅客・貨物輸送、エネルギー、自然・農村空間、スポーツ、海外州固有の状況を考慮した公役務）を通して明文化される。地方団体は、企業に対する支援の際にこれらの方針を守らなければならない。

全体的にいえることは、国は、経済開発、雇用、地域整備に関して国の主要方針を定め、その実施に当たって何らかの介入を行うということである。具体的には、企業のより適切な地理的分布を促進することを目指した地域整備、失業対策、企業内能力の向上、イノベーション支援、及び雇用を創出すると見なされる近隣小企業の維持・発展が優先的な目標となっている。

第 3 節 地方団体とその広域行政組織

1 数と定義

2005 年時点のフランスの地方団体数は下記の通りである。

- ・ コミューン 36,784
- ・ 県 100
- ・ 州 26

また、公施設法人であるコミューン間広域行政組織の数は 2,524 である。フランスのコミューンは小規模であるため、大部分のコミューンにとって、単独で権限の行使や開発の需要に対処することは困難である（フランスの 80% のコミューンは、人口が 2,000 人未満である）。

このような状況下、コミューン間広域行政組織を通じ、コミューンは設備や公役務を共同で運営し、特に手段の共有化を通して経済開発計画を策定することが可能となる。

これらの組織は法的には「コミューン間協力公施設法人」という形態をとり、加盟するコミューンに代わって当該コミューンから移譲された権限を行使する。

2005年には、コミューン間広域行政はフランス人口の84%をカバーしており、32,308のコミューンが広域行政組織に加盟をしている。

コミューン間広域行政組織には、主なものとして3種類が存在する。

- ・大都市共同体（組織数14）：人口50万人以上。
- ・都市圏共同体（組織数162）：人口1万5千人を超える一つ又は複数のコミューンで構成される。総人口5万人以上。
- ・コミューン共同体(組織数2,342)：一般に農村地帯に位置する複数のコミューンの広域行政組織。

コミューン間広域行政組織は、地域の経済開発及び整備について共同計画を策定・運営し、この分野でコミューンに認められた権限を行使する。

2 コミューン、県、州に関する一般権限条項

コミューン、県、州という地方団体に対して、法律は権限に関する一般的な条項を定めている。これは、あるレベルの地方団体に関するあらゆる公益について、法文が明白にそれ以外の公共団体に対する特例を規定していない限り、当該地方団体の議会は介入が可能であるということの意味する。地方自治法典第 L.2121-29 条には、「コミューン議会は、決議によってコミューンに関わる事項を定める」と謳われている。同時に、第 L.3211-1 条は「県議会は、決議によって県に関わる事項を定める」と規定し、第 L.4221-1 条は「州議会は、決議によって州に関わる事項を定める」と定めている。憲法第72条は、「地方団体は、各々のレベルにおいて、最も適切に遂行できる権限全体に関し、意思決定を行う使命を有する」、「法律の定めるところにより、これらの地方団体は、選出された議会により自由に運営され、また、その権限の行使について地方行政命令権を有する」と規定することにより、この一般権限条項を確定している。

しかし、地方団体の弱点の一つは、国と異なり、他の団体に対し一般権限条項を遵守させる法的手段を持たない点にある。とは言え、この一般権限によって、地方団体は、法文が存在しない場合には、新たな権限分野を獲得し、経済介入の範囲を拡張するよう試みる事が可能となる。地方団体及び国との間の権限配分に関する1983年1月7日付法律第83-8号は、第1条の中で、「コミューン、県、州は、国と共に地域の行政及び整備、経済開発（中略）、環境保護並びに生活環境の改善に協力する」と規定している。また、コミューンについては地方自治法典の第 L.2251-1 条、県については同法典第 L.3231-1 条（州については同条文を適用している）が、地方団体は、商業及び工業の自由、法の下における市民平等の原則、並びに国によって定められた国土整備規則を遵守することを条件として、経済及び社会分野で介入を行うことが可能であると規定する。このような条件の下で、企

業経営自由の原則及び競争の原則を侵害することなく、また、国土整備の主要方針に矛盾することのない地方団体の公的支援は、法律によって明白に禁止されていない限り、可能であることになる。

3 主要任務の誕生

憲法第 72 条及び地方自治法典第 L.1111-3 条は、いかなる地方団体も他の地方団体に対し、後見監督を行うことはできないと規定することにより、一般権限条項を遵守している。したがって、各地方団体は自分の権限の範囲内において自立している。このような状況の中で、3つのレベルの地方団体の事務の専門化は制限される。つまりあるレベルの地方団体に帰属する住民全体の利益に関する全ての事項は、当該地方団体の管轄となる。つまりどの地方行政当局も特定分野の独占的権限を付与されておらず、実質「地域におけるリーダーシップ」は存在しないことになる。

このように理論上は、3つのレベルの地方団体は、相反する規定が法律によって定められている場合を除いて、経済分野において類似の介入を行うことが可能である。しかし、権限が相次いで移譲され、固有の法律が制定された結果、各レベルの地方団体の事務の実態には下記のような傾向がある。

- ・ コミューン及びその広域行政組織は、経済活動地域の整備及び企業の不動産支援など、地域密着の施策を展開する。
- ・ 県は、コミューン及びその広域行政組織の事務に加え、域内の均衡ある発展を目指した介入を行うとともに社会扶助など経済格差是正のための事務を行う。
- ・ 州は経済の推進・調整役を担い、経済分野においてリーダーとなり、研究・イノベーションを担当する。(具体例を第 5 章に後述する。)

第 4 節 州のリーダーとしての役割

地方自治法典第 L.1511-1 条によると、州は「その管轄地域において、国に帰属する任務を除き、地方団体及びその広域行政組織の経済開発活動を調整する」と規定されている。

これにより、州は、管轄地域内で実施された企業に対する全ての支援の量及び質に関する年間報告書を作成する任務を負う。この報告書によって国は国内の支援制度を欧州委員会に届け出る義務を遂行する。また、同じ第 L.1511-1 条によって、この報告書は州内で実施された支援の「経済的及び社会的影響」を評価することが定められている。

さらに、州の全体又は一部の経済的均衡が脅かされる恐れのある場合には、州議会議長はこの問題について全ての関係地方執行機関との協議を行い、地方執行機関によって表明

された意見及び提案などについて州議会で審議する役割を負う。

長期的には、20年の展望に基づいて策定される、州地域整備・開発計画（Schéma régional d'aménagement et de développement du territoire）を採択する。この計画は次の3つの書類から構成される。

- ・将来の分析に関する書類
- ・州域内の持続可能な発展及び整備に関する憲章
- ・地図

州地域整備・開発計画は、地方団体、その広域行政組織、及び種々の会議所と協議しながら策定される。経済分野に関する州の戦略の方針を定め、企業支援に関与する全ての実施主体の行動を調整しながら、均衡のとれた州の経済開発を促進することを目指すものである。

この計画は、国が定める国土整備の方針、つまり公役務計画と両立するものでなければならず、明確な法的拘束力は有しないものの、各活動を調整し、各主体の介入が一貫性を持って行われることを目的とする。

このような州による計画の策定という枠組の中で、法律は、州を国の研究・技術政策の策定及び実施に参加させることを定めるなど、州は、研究及びイノベーションの分野においても独自の権限を付与されている。この枠組の中で、州は「州の技術的拠点を定めて発展させ」、この分野において「州の利益となるような数カ年計画を策定する」。州は、「ニューテクノロジー、職業訓練並びに科学的及び技術的情報の普及並びに発展、既存技術の向上及び研究に関する障壁の除去、州の経済的、社会的及び文化的発展への研究の統合」について監視を行う。そのために州研究・技術開発諮問委員会が設置され、同委員会は研究・技術開発に関するあらゆる事項について意見を述べる。（第 L.4252-1 条及び第 L.4252-3 条）。

地方の自由及び責任に関する 2004 年 8 月 13 日法以来、州は、実験的に、5 年間という期限で州経済開発計画（SRDE : Schéma régional de développement économique）を採択することが可能となった。この措置の狙いは、経済支援制度の一貫性と簡素化を増すため、経済開発分野における州のリーダーとしての役割を強化することである。

この州経済開発計画という枠組の中で、国と州が、場合によってはその他の地方団体及びその広域行政組織が加わり協定を締結し、支援制度に関し各当事者が実施する支援及び手段を決定する。

州がこのような州経済開発計画を採択する場合には、実験的に一定期間、通常国がその地方組織を通じて行う企業支援の全て又は一部が州に委任されることがある。このように、支援システムを改善・簡素化するために、州は公的企業支援について事実上唯一の窓口となることがある。

第5節 企業支援を行う地方の機関

国及び地方団体（及びその広域行政組織）に加えて、公法及び私法の数多くの機関が企業のために介入を行う。特に、会議所は全国に充実したネットワークを形成している。また、地方団体のイニシアティブ等によって設立される、通常非営利社団（Association）又は地方混合経済会社（SEML : Société d'économie mixte locale）の形式をとる地方組織が存在する。

1 会議所

会議所は国の公施設法人であり、管轄する職業群の全体の利益を代表し、経済活動を活性化する任務を有する。企業に対する公的支援の枠組の中では、商工会議所（Chambre de commerce et d'industrie）と手工業会議所（Chambre des métiers et de l'artisanat）の2種類の会議所が中心となる。

会議所は、加盟者によって選出された企業経営者又は手工業者が運営を行うという点で、独特の規定を有する。会議所の役割は次の通りである。

- ・ 行政当局に対し、特定の職業群を代表する。
- ・ 職業訓練の分野で活動を行う（エンジニア養成学校又はビジネススクールの経営等）。
- ・ 企業の発展をサポートする（テクノポールの運営、企業インキュベーター及び経済活動地域の運営、輸出促進事業等）。
- ・ 公役務の任務を果たす（空港、港湾、河川港、長距離バスターミナルの管理・運営など）。

商工会議所は 1559 年にマルセイユに世界で初めて創設されており、最も歴史のある経済開発組織である。

会議所と地方団体との間の権限の境界に関しては必ずしも明確ではなく、現場では所管がどこかわかりにくい、両者で一貫した措置がとられない、などの問題が生じている。

2 非営利社団と地方混合経済会社

地方団体のイニシアティブで設立された、民間又は半公半民の数多くの機関が企業支援を行っている。通常それらは、非営利社団又は地方混合経済会社という法的形態をとる。

(1) 1901 年法に規定される非営利社団

フランスでは、非営利社団は 1901 年法によって規定される。非営利社団とは、非営利

目的のために、2人以上で結成される、自らの才能又は活動を提供するという主旨の協定によって生まれる法人である。非営利団体は公益務を負うことができ、その実現のために公権力の特権を付与されることが可能である。

地方団体が一部の権限を委任する、経済振興を専門とする地方の組織は、通常は非営利団体という形態をとる。この中には4つの種類が存在する。

- ・雇用委員会
- ・経済開発公社
- ・経済発展委員会
- ・地方イニシアティブ・プラットフォーム

ア 雇用委員会(Comité de bassin d'emploi)

雇用委員会のメンバーは、地方議員、企業の代表、従業員労働組合の代表である。同委員会の目的は、社会的・経済的にまとまりのある雇用圏（通勤圏）レベルで、経済開発に関わる様々なパートナー間における協議を行うことである。また経済プロジェクト立案者に対する受入、助言、サポートの場でもある。

イ 経済開発機関(Agence de développement économique)

経済開発機関は、地方団体又は雇用委員会のイニシアティブによって設立された非営利団体である。その役割は、地方団体が経済開発活動を策定・実施する際にサポートすることである。その柔軟性、機動性により、状況の変化にすばやく対応することが可能であることを背景に、その役割はますます重要になっている。

ウ 経済発展委員会(Comité d'expansion économique)

経済発展委員会は、地方のイニシアティブ（議員、企業経営者、会議所、又は職業団体）により 1950 年代に設立された非営利団体である。既存企業の支援、創業支援、企業誘致を目的に、特定の地域における経済開発の実施主体を集めた組織である。

また、各種調査を実施し、当該地域の経済発展を目的に地方議員に対して政策提案を行う役割を負う。

エ 地方イニシアティブ・プラットフォーム(Plate-forme d'initiative locale)

地方イニシアティブ・プラットフォームは、地方のイニシアティブ（商工会議所など）で設立される機関で、次の2種類の活動を行うことにより、創業支援を行う。

- ・一部地方団体の補助金を原資として無利子の信用貸しを行うことによって、小企業の起業家に財政支援を行う。
- ・無償で企業経営者、銀行家、公的機関、又は公認会計士を紹介し、専門的知識や経験を付与することで、円滑な起業をサポートする。

(2) 地方混合経済会社 (SEML)

地方混合経済会社 (SEML) は、51%を超える公共セクターの資本と民間セクターの資本によって結成される株式会社である。

コミューン、県、州は地方混合経済会社を設立することができるが、法律によって認められた権限の枠組の中のみに限られる。このように、地方団体は、整備事業を実施するために、公役務を運営するために、又はその他の公益を満たすあらゆる活動を行うために、他の公法人及び一つ又は複数の民間法人と共同出資することが可能である。地方団体及びその広域行政組織は、地方混合経済会社に対して、公役務の実施又は企業向けサービスの運営に充てるために補助金又は貸付金を付与することができる。この場合は協定によって、当該支援の代償として地方混合経済会社が負う義務が定められる。

地方混合経済会社は地方団体にとりわけ適した介入方法であるため、数多くの事例がある。(2003年12月時点1,158社)

第6節 国の公施設法人

1 貯蓄供託金庫

貯蓄供託金庫(Caisse des dépôts et consignations)は、民間の実施主体が比較的对象としない公益分野において、長期投資家として介入する政策金融機関である。

貯蓄供託金庫は、中小企業への無担保・無保証融資に対する保証のほか、地方団体の開発プロジェクトの実現に対しても資金調達を行っている。資本参加する地方混合経済会社は460社を数える。

2 OSÉO (オゼオ)

OSÉO は、従業員250人未満の中小企業の資金面におけるリスクを軽減する目的で設立された、フランスの政策金融機関である。活動は以下のとおりである。

- ・イノベーション支援 (成功した場合に返済する貸付金及び補助金)
- ・企業への貸付け (直接融資)

- ・銀行融資に対する保証

OSÉO は、全国に州部局を有し、欧州、国、及び州の政策をサポートする。その役割は、中小企業に最大の経済効果が現れるように、他の地方経済開発パートナーと共に、リスクを分配することである。特に州保証基金及び州イノベーション基金等を設置することによって、州等から委託された財源を管理する。この場合州の基金と自己の財源とを組み合わせることで、金融リスクの最適な管理を行い、企業に対してより高い支援率を提供する。

2005 年、55,000 社の企業が OSÉO による支援を受けた。そのうちの 3 分の 2 は従業員数が 10 人未満であった。

3 ADEME（環境・エネルギー管理機関）

ADEME（Agence de l'environnement et de la maîtrise de l'énergie 環境・エネルギー管理機関）は、環境、エネルギー、持続可能な開発の分野において公共政策の実施に参加をする国の公施設法人である。

省エネルギー、輸送、大気汚染、産業廃棄物、土壌汚染の分野で、研究の方向付けと推進、サービス提供、情報提供、奨励などの活動を行う。その名目で、企業に対して補助金を付与したり貸付金を認めたりすることができるだけでなく、企業を支援するために財政参加をすることも可能である。このような支援は、州や金融機関が単独で、もしくは両者協調のもとに付与されることが多い。

第 7 節 欧州連合

1957 年に調印された欧州共同体を設立するローマ条約は、その前文の中で、調和のとれた発展及び欧州域内における地域間の格差是正という目標に言及している。しかし、欧州委員会が加盟国の地方レベルの経済開発の実質的な主体となったのは、1975 年の欧州地域開発基金の創設以降である。

EU が企業に対して行う介入は、「構造基金(Fonds structurels)」と呼ばれるいわば地域間格差のための 4 種の補助金により実施されており、その中でも次の 2 つはこの報告書で紹介するのが特に適切であると思われる。

- ・ 欧州地域開発基金（FEDER :Fonds européen de développement régional）
- ・ 欧州社会基金（FSE :Fonds social européen）

FEDER は、欧州共同体の後進地域の開発支援を目的とする。主として生産投資及び地域開発に貢献する社会資本整備に対する財政支援を行う。

FSE は、雇用の創出及び維持を促進するために、主として職業訓練及び職業資格を対象とするツールである。特に、雇用創出のための措置や職業訓練活動に対し財政支援を行う。

この 2 つの基金は特定の活動に資金を集中させるため、下記の 3 つの優先的目標を実現する計画に割り当てられる。

- ・目標 1：後進地域への支援（FEDER 及び FSE による支援が可能）
- ・目標 2：構造的困難に直面する区域の経済的・社会的転換への支援（工業、サービス業において急激な変化が生じている区域、衰退しつつある農村地帯、困難な状況にある都市区域など）（FEDER 及び FSE による支援が可能）
- ・目標 3：教育・職業訓練・雇用の改善及び近代化（FSE による支援が可能）

これら 3 つの優先的目標は、第 2 章で述べたように、2006 年 12 月 31 日まで、特定の区域設定の対象であった。

以上の優先的目標の枠組の中で実施される制度に加えて、構造基金は、次の 4 つの「共同体イニシアティブプログラム」と呼ばれる固有の活動に対する財政支援にも活用することができる。

- ・INTERREG プログラム：国境横断的協力、国家間協力及び地域間協力計画を強化・発展させることを目指す。
- ・LEADER+プログラム：農村開発のための活動を支援する。
- ・URBAN プログラム：危機状態にある都市又は郊外の経済的・社会的活性化を対象とする（フランスでは、社会的問題の起こりやすい都市区域（ZUS）に優先的に適用される）。
- ・EQUAL プログラム：労働市場における差別・不平等撤廃を推進することを目指す（フランスでは、この措置は就職による社会参入に焦点が当てられる）。

また構造基金とは別に、加盟国の企業発展を支援するため、財政介入が行われており、欧州投資銀行による融資及び信用保証は、その中でも最もよく知られている。欧州投資銀行の目的は、融資及び信用保証によって、開発の遅れた地域の発展計画において資金調達を容易にし、欧州共通市場の均衡のとれた発展に貢献することである。これらの融資及び信用保証は、大規模な投資に対し行われ、計画立案者と直接的に、又は専門金融機関を通して実施される。

*特記事項

2007 年から 2013 年の計画期間の開始に伴い、2007 年 1 月 1 日に、EU の地域政策は下記のとおり大規模な方針見直しが行われた。

- ・優先的目標に関する区域設定の廃止
- ・「共同体イニシアティブプログラム」は廃止され、3 つの優先的目標の中に統合され

る。

- ・予算は、限られた数のテーマに集中して割り当てられる。
- ・研究及びイノベーションが優先事項となる。

2007年から2013年の計画期間について、欧州地域政策には3,080億ユーロの予算が割り当てられるが、この金額は初めて欧州共通農業政策を上回った。この財源の大部分は、最近EUに加盟した12カ国に充てられる。フランスは、2000年から2006年の計画期間に割り当てられた金額に対して、欧州基金が大幅に削減されるという事態に今後対処しなければならない。

また同計画期間の3つの優先的目標は次の通り決定された。

- ・ 「格差是正」目標(Objectif de « Convergence »)

従来の目標1はこれに置き換えられた。EU内で最も開発が遅れた地域又は国を支援するというものである（したがって、主として新加盟国を対象とする）（予算総額の81.54%。FSEとFEDERが充当される）。

- ・ 「地域の競争力と人材」目標(Objectif de « Compétitivité régionale et emploi »)

従来の目標2と3とがこれに置き換えられる。その目的は、職業訓練やイノベーションにより競争力を伸ばすことで、情勢の変化を先取りし、それに対応することである（フランス全体がこの目標の対象となる）（予算総額の15.95%。FSEとFEDERが充当される）。

- ・ 「欧州地域協力」目標(Objectif de « Coopération territoriale européenne »)

これは旧INTERREGプログラムで、国境沿いの地域と国家間協力を進めることで、調和と均衡のとれたEUの発展を促進することを目指す（予算総額の2.52%。FEDERが充当される）。

第4章 企業に対する公的支援の内容

第1節 国の支援

第3章で触れたように、国の行う企業支援は、次の主な5つの優先的目標に基づいて実施される。

- 1) 国土における企業のより適切な分布の探求
- 2) 失業対策
- 3) 企業内能力の向上
- 4) イノベーション支援
- 5) 近隣サービスの維持及び発展

1 国土における企業のより適切な分布の探求

(1) 国土整備助成金 (PAT :Prime à l'aménagement du territoire)

国土整備助成金 (PAT) は、雇用に持続的な影響を与える設備投資計画又は研究開発プロジェクトに対する国の補助金である。この助成金は、国土整備・地方開発局 (DIACT) によって管理されている。

対象となる計画は、次の3つの基準のうちの1つを満たすものでなければならない。

- ・少なくとも15人の恒常的雇用を創出するような新たな事業
- ・少なくとも30人の恒常的雇用を創出する、もしくは企業の従業員数を少なくとも50%増加させるような事業の拡大
- ・少なくとも15人の恒常的雇用を創出するような研究開発計画の実施

地域整備区域 (ZAT、第2章で紹介) において、PAT は、全ての製造業、製造業向けサービス企業及び研究開発プロジェクトを実施する企業に付与することが可能である。ZAT を除くフランス全域においては、イル・ド・フランス州とリヨン都市圏を除き、製造業へサービスを提供する中小企業及び研究開発プロジェクトを実施する企業が PAT の枠組の中で国から支援を受けることができる。

支援額は、企業の位置する区域、企業の規模及びその計画に応じて異なる。

- ・創出される雇用数に8,000ユーロから11,000ユーロを乗じる。
(投資額の11.5%~23%の範囲内で算定される)

- ・研究開発プロジェクトコストに対し補助率の上限が 60%

1996 年から 2004 年までの間、PAT の措置により、1,336 件に対して 6 億 4,000 万ユーロの支援が付与された。

(2) 減免税措置

ア 法人税の一時的免除

この免税措置は、農村地帯再活性化区域、都市再活性化区域、都市免税区域、及びフランス海外県における、企業の設立を対象とする。この措置は従業員数によって異なり、事業年数と共に逡減する（例：都市免税区域における従業員数 0～5 人の企業については最長 14 年）。

イ 地方直接税の一時的免除

この措置は職業税(Taxe professionnelle)、そして財源規模としては小さいが、既建築固定資産税(Taxe foncière sur les propriétés bâties)に関するものである。これらの税金は地方団体の自主財源であるため地方団体に対しては国からの特別交付金によって補填される。適用期間は 2 年間から 5 年間である。

職業税の免除は、地域整備区域（PAT「工業」区域）、農村地帯再活性化区域、都市再活性化区域及び都市免税区域において適用される。

既建築固定資産税の免除は、地域整備区域（PAT「工業」区域）及び都市免税区域において適用される。

(3) 社会保障費の軽減措置

この措置は、農村地帯再活性化区域、都市再活性化区域及び都市免税区域において、社会保障費の雇用者負担分に適用される。通常は、最高 5 年間、従業員一人あたりに付き法定最低賃金月額額の 1.5 倍及び対象従業員 50 人を上限として認められる措置である。

2 失業対策

(1) 公的補助を受けた労働契約

上述した雇用者負担分の社会保障費免除に加えて、公的補助を受けた労働契約が存在する。この措置は特定のカテゴリーの従業員を対象とし、企業は、契約に応じて、社会保障

費の免除、助成金、職業訓練支援などの措置を受けることができる (Contrat emploi-jeunes, 若年者雇用契約 Contrat initiative-emploi 雇用イニシアティブ契約など)。

(2) 失業者企業設立・買取り支援 (ACCRE: Aide aux chômeurs créateurs, repreneurs d'entreprise)

失業者企業設立・買取り支援 (ACCRE) は、企業の設立又は買取りを行う失業者を活動当初の数ヶ月間支援するというものである。この措置によって、新たな活動を開始した最初の 12 ヶ月間は社会保障手当を受け続けることが可能で、さらに、新たな活動を開始した最初の 12 ヶ月から 24 ヶ月間は、一部の社会保障費事業主負担分を免除される。

(3) 企業設立のためのコンサルティング・チケット (Chèque-conseil)

失業者企業設立・買取り支援 (ACCRE) の対象となる起業家は、コンサルティング・チケットによって、個別ニーズに合わせたコンサルティングサービスを受けることができる。コンサルティングは、マーケティング、金融、経営管理、当該活動セクター固有の課題などを対象とする。コンサルティング・チケットは6枚のチケットからなり、個別ニーズに合わせたコンサルティングが6時間、通常より安い料金で提供される。国立雇用局 (ANPE) に登録している全ての求職者は、企業設立計画に対してこの措置の対象となる。

(4) 新規企業発展奨励措置 (EDEN :Encouragement au développement des entreprises nouvelles)

ACCRE の受益者の一部は、新規企業発展奨励措置 (EDEN) を受けることができる。この枠組の中で、最高5年間の償還期限で無利子の貸付を受けることが可能となる。一人の起業家あたり最高 6,098 ユーロまで付与されることが可能であるが、経営困難な状況にある企業をその従業員が買い取る場合には、この貸付の上限は最高 76,225 ユーロ (複数の従業員が該当する場合は、その合計総額を指す) となる。

3 企業内能力の向上

(1) 管理職採用支援 (ARC : Aide au recrutement de cadres)

管理職採用支援 (ARC) は、30,000 ユーロを上限として、新たに雇用する管理職の1年分の給与の 50%及び社会保障費の 50% を上限として付与される補助金である。その目的は、高レベルの能力を社内に統合することによって、中小企業の管理職構造を強化することである。採用は恒常的 (無期限雇用契約) でなければならず、生産、販売、マーケティ

ング、経営管理など企業内で必要となる任務を担当する。

(2) 職業訓練中の従業員代替支援

国は、従業員数が 50 人未満の企業の雇用者に対して、職業訓練中の従業員の給与補填を行う。支援は最高 1 年間支給される。このような国の支援は、当該企業と交わされた協定に基づき、フランスの法定最低賃金の時間給の 50% に、当該従業員が受ける職業訓練の時間数を上限として、代替従業員の労働時間を乗じ計算される。

(3) 職業訓練振興支援 (EDDF :Engagement de développement de la formation)

職業訓練振興支援 (EDDF) は、国又は認証機関によって承認された特別職業訓練又は一般職業訓練を推奨する企業に対して、国が補助金を付与するという措置である。その目標は、長期にわたって職業訓練に取り組む雇用者を支援することである。従業員数や所在地に関わらず、全ての企業がこの支援の対象となり得るが、現状と比較した職業訓練改善計画を策定しなければならない。職業訓練の講師にかかる人件費、講師及び受講者の移動費、及び職業訓練に関するその他全ての支出が対象となる。

(4) 職業訓練税額控除

職業訓練税額控除は、法律で義務づけられた職業訓練に関する財政負担以上に職業訓練に対する支出を行い、さらに前年度に比べて職業訓練の支出を増額する企業を支援することを目的とする。控除される税額は、当該年度に職業訓練に充てられる支出の前年度に対する増加額の 35% である。企業あたり 150,000 ユーロという上限が定められており、企業が支払うべき税金から直接控除される。

4 イノベーション支援

(1) イノベーション雇用支援 (ARI :Aide au recrutement pour l'innovation)

イノベーション雇用支援 (ARI) は、従業員数 2,000 人未満の、製造業又は製造業向けにサービスを行う企業を対象とする。この措置により、バカロレア (高校卒業資格) を得た後にさらに最低 5 年間分の学業免状を取得した研究者を雇用することによって、研究開発活動を高度化することが可能になる。研究開発活動に関する恒常的な雇用 (無期限雇用契約) の枠組の中で、研究者の採用に関する支出の 50% までを 1 年間カバーする補助金である (エンジニアについては 25,000 ユーロ、博士号取得者については 27,000 ユーロを上限とする)。この支援は、公施設法人である OSÉO (オゼオ) が行う。

(2) 研究費税額控除

研究費税額控除は、基礎研究及び応用研究の振興、又は実験的な研究開発事業を支援することを旨とする。減税額は、当年度の研究費の10%に、過去2年間の研究費支出平均に対する当年度の支出増加額の40%を合計した金額となる。(上限は、1,000万ユーロ) 控除できる税額が企業の支払うべき税額より高い場合には、国から債権を付与され、後日返済を受ける。対象となる研究費は、研究費、特許保護のための支出、技術面における経済インテリジェンス対策経費、若手の博士号取得者の採用のための支出などである。

(3) 新規イノベーション企業 (JEI : Jeunes entreprises innovantes)

新規イノベーション企業 (JEI) は、税制及び社会保障制度面での優遇措置の対象となる。JEIは、新規計画を対象とし、かつ支出総額の少なくとも15%に相当する研究開発費を支出する中小企業である。JEIでは、次のような特典を得られる。

- ・最高8年間、研究活動に従事する従業員の雇用に関して雇用者負担分の社会保障費を免除される。
- ・法人税の免除 (最初の3年間は全額、その後2年間は50%)。
- ・当該地方団体が決定を下せば、7年間、既建築固定資産税や職業税が免除される。

(4) 競争力拠点 (産業クラスター) (Pôle de compétitivité)

競争力拠点は、同一の場所に企業、職業訓練センター、研究所が集まり、国際的な展望を各主体が共有し、研究開発プロジェクトを中心とした密接なパートナーシップを築くことを目指している。施設・情報を集積させ世界的に存在感を明示することで、より効果的にイノベーションの成果を発信するという方針に基づいており、ナノテクノロジー、バイオテクノロジー、マイクロエレクトロニクスのような新たなテクノロジー分野だけでなく、自動車産業や航空機産業のような従来のセクターも対象とする。

2004年9月から、国は競争力拠点の対象となるプロジェクトを公募した。現在、認定を受けた拠点は66あり、そのうち6は世界規模の競争力拠点、10は世界指向の競争力拠点と位置づけられている。

競争力拠点は、国のイノベーション政策だけではなく、国土整備政策の一環を成すものである。なぜなら、産業を発展させ雇用を促進し、地域の基盤を強化することにつながるからである。国から拠出される支援金は特に研究開発プロジェクトに関するもので、2005年から2007年までの期間については少なくとも15億ユーロにのぼる。

競争力拠点内に立地する企業への優遇措置としては減税措置がある。事業年度で見て、最初の3年間は全額、次の2年間は50%、法人税を免除される。さらに、当該地方団体が決定を下せば、5年間、既建築固定資産税及び職業税が免除される。

5 近隣サービスの維持及び発展

(1) サービス業・手工業・商業のための介入基金 (FISAC :Fonds d'intervention pour les services, l'artisanat et le commerce)

中小企業担当省によって管理されるサービス業・手工業・商業のための介入基金 (FISAC) は、近隣の企業構造を保持し発展させるために、商業・手工業・サービス企業の設立、維持、近代化、改善、又は譲渡に対して実施される財政支援措置である。薬局、自由業、観光業（地元の住民用のカフェやレストランは除く）以外の全ての近隣活動が対象となる。

中小企業担当省が付与するこの補助金は、次の事業を対象とする。

- ・ 商業・手工業・サービス業者が行う、当該事業所の修復又は事業所及び設備の近代化を奨励する事業
- ・ 地方団体が一定地域で整備事業等により行う、近隣の手工業・商業・サービス業を近代化し地域全体の発展を目的とする事業

1992年から2004年の間、FISACの枠組の中で、9,035件の補助金が付与された。

(2) 中小企業の経営者及び出資者のための税制優遇措置

株式市場に上場しておらず、かつ法人税を課税される中小企業の資本に出資する自然人に対して、出資額の25%が所得税免税の対象となる。

第2節 地方団体とその広域行政組織による支援

企業に対する地方団体の支援措置は、次の2つの目的に基づき実施される。

- ・ 経済活動の創設又は拡張を促進する。
- ・ 住民の経済的・社会的利益を保護する。

1 経済活動の創設又は拡張の促進を目指した支援措置

(1) 企業支援措置の基本的な規定

企業支援措置の法的な根拠は、地方自治法典第 L.1511-2 条によって規定されている（他に定めがない場合は、この規定が適用される）。可能な支援措置は、以下の通りである。

- ・ サービスの提供（コンサルティングや事業PRに対する支援など）

- ・補助金
- ・利子補給
- ・無利子貸付¹又は債券の平均率より有利な条件による貸付

L.1511-2 条に従って、「本条及び L.1511-3 条に規定された地方団体又はその広域行政組織によって付与される支援金は、経済活動の創設又は拡張を対象とするものである」。このことは、地方団体は、生産能力又は雇用が創出又は大きく増大される場合にのみ支援を付与することができるということを意味する。

州は、企業を特定しない一般的な支援制度であろうと、特定企業を対象にした支援であろうと、L.1511-2 条で規定された内容に基づき様々な企業支援制度を議決によって決定する。州は、受益対象者、支援額、支援対象経費など、支援の内容についても明確にする。

県、コミューン及びその広域行政組織は、企業に対する直接支援について、原則上の権限は獲得しなかったことになる。しかし、L.1511-2 条は、「県、コミューン及びその広域行政組織は、州と結んだ協定の枠組の中で、これらの（州で定めた）支援金に財政的参加をすることができる」、また、「州が合意する場合には、支援又は支援制度の計画立案者である地方団体又はその広域行政組織は、その計画を実施することができる」と規定する。このような州の合意は、通常は、州議会の議決という形をとる²。

（2）企業の不動産に対する支援

企業の不動産に対する支援は、地方自治法典第 L.1511-3 条によって規定されている。これらの支援措置は、次のような形式をとる。

- ・補助金
- ・売却、賃貸借、又は買取り選択付き賃貸借の価格に対する値引

これらの支援措置は、更地もしくは整備された土地又は新築・改修された建築物を対象とする。また支援額は、コンセイユ・デタの審議を経たデクレによって定められる上限及

¹ 無利子貸付は、一般的に最長 5 年間で行われる。

² 一般権限条項を強化し、地方団体による他の地方団体に対するあらゆる監督の禁止という原則を保証するために、予定された支援又は支援制度が州によって設置された措置の枠組の中に入らず、かつ州の合意が得られなかった場合でも、州以外の地方団体が第 L.1511-2 条に定める支援の分野で介入する理論上の可能性が残される。この場合には、第 L.1511-5 条に従って、「L.1511-2 条及び L.1511-3 条に記述された支援又は支援制度を補足するために、国と州以外の地方団体又はその広域行政組織の間で協定を結ぶことができる。その場合には、協定の写しが州における国の代表者によって州議会議長に送付される」。

び区域に関する規則に従って、市場の価格を参考に計算される。

L.1511-3 条に従って、「これらの支援金は協定の締結を生ぜしめ、受益企業に直接支払われるか又は公共若しくは民間の施主に支払われる場合は、当該施主が全額を企業に享受させる」。地方団体がもたらす支援の代償として企業が負う義務事項は、協定によって形式化される。

企業の不動産に対する支援は、全ての地方団体又はその広域行政組織が自主的に実施することができる。

(3) 金融面における支援

ア 企業に対する保証

地方団体が企業に対して付与することのできる信用保証は、非常に厳密に制限されている。この分野において、法は、特にコミュンにとって抵抗するのが困難な、地方企業の執拗な懇願から地方財政を守ろうとしたことがわかる。

地方団体は、当該団体の地方債の年償還額及びすでに保証している借り入れの年賦金額に、新たに行おうとする保証の1年目の年賦金額とを合計した金額が、経常予算の実質収入の50%を超えない場合に限り、企業の負債への保証をすることが可能である。さらに、地方団体は、同一の債務者に対して年賦金合計額の10%以上は保証することはできず、また単独でも他の地方団体との協調で行う場合でもいかなる場合も、同一債務の50%以上を保証することができない。

イ 間接的財政支援

地方団体は、地域経済を改善し、地域における企業の進出又は創設を促進させる目的で間接的財政支援を実施する。これは、当該企業とは別の機関への介入により行う手法で、地方混合経済会社（第3章にて紹介）の株式参加に加えて、3種類の金融エンジニアリング措置が存在する。

(ア) 償還を伴う貸付を付与する非営利団体への補助金

地方自治法典第 L.1511-7 条によると、地方団体は、企業の設立又は買取り時の資金調達支援を、無利子貸付という形で行う非営利団体に対して補助金を交付することが可能である。例えば、起業家に信用貸し¹を行う地方イニシアティブ・プラットフォームに対する地方団体の補助金は、この枠組の中に入る。

¹ 信用貸しとは、期間が通常2年から5年で、保証なしで起業家に直接的に付与されるような無利子貸付である。

この名目で、「補助金の受益機関と結ぶ協定によって、当該機関の義務や企業の行う償還に関する条件が定められ」また、補助金の上限に関しては、コンセイユ・デタの審議を経たデクレによって決定される。

(イ) 投資キャピタル会社への参加

投資キャピタル会社は、設立から発展、譲渡、経営困難時の再建までの様々な局面で、株式市場に上場していない企業の資本調達に関わる。

地方自治法典第 L.4211-1 条第 8 項及び第 9 項に従って、州は、投資キャピタル会社（州開発会社、州金融会社、複数州間金融会社）に資本参加をすることが可能である。これらの会社は所管地域で融資を行う、株式市場に上場している株式会社である。

また州は州及び複数州間の投資キャピタル会社の設ける基金に出資することができる（基金全体の 50%を上限とする）。

県及びコミューンについては、コンセイユ・デタの審議を経たデクレによる承認を得た後、これらの投資キャピタル会社に参加することができる。すなわち、個別に申請を行い、承認を得なければならない（地方自治法典第 L.2253-1 条及び第 L.3231-6 条）。

(ウ) 保証会社（金融機関）への参加

地方団体は、私人、特に創業企業が受ける融資に対する保証を専業とする金融機関の資本に、単独で又は他の地方団体と協調し参加することができる。

当該金融機関は株式会社でなければならない、また地方団体と平行して、営利目的の会社の資本参加を必要とする。またそのうち少なくとも 1 社は金融機関であることが義務づけられている。

また、地方団体は、保証基金を形成するために、これらの金融機関に補助金を付与することができる。この名目で、地方団体は当該金融機関との間に、特に保証の対象、金額、保証基金の運用を定める協定を結ぶ。

(4) 企業の設立及び発展のための数多くの間接的支援

上述の金融エンジニアリング措置とは別に、地方団体は企業を受け入れるためのインフラストラクチャーを整備し（又は整備に貢献し）、地域内の企業発展を促進するために多種多様な推進活動を展開している（国内又は国外の投資家開拓、コンサルティング、情報普及等）。

ア 企業を受け入れるためのインフラストラクチャー

(ア) 経済活動区域(Zone d'activité)

経済活動区域は、企業にいわば「商品」として提供する（売却又は賃貸する）ことを目的として、必要があれば土地の収用を行い、それに引き続いて地方団体によって整備された空間である。工業団地の性質のものから、それに商業・サービス機能も付加される区域まで用途は様々で、呼称も地方団体によって異なる場合がある。その目的は、経済活動区域に立地する企業のニーズにより適切に応え、地域に定着してもらうことだけではなく、提供されるサービスに関心を示す新たな企業を誘致することである。区域内に企業が立地すれば職業税などの税収増が直接期待できることから、経済活動区域の整備は地方団体の経済政策の主要ツールといえる。

(イ) 起業家インキュベーター(Incubateur d'entreprises)

起業家インキュベーターは、起業計画の所有者を受け入れ、サポートする組織である。このようなインキュベーターは、後述のテクノポール等研究開発拠点の中もしくは隣接地に立地する。また大学や専門高等教育機関の内部に設置されることもある。

その目標は、当該研究・教育機関の研究者又は若手の博士号取得者によるイノベーション企業の設立を促進することであるが、外部からの計画も採用され、インキュベーターが提供するサービスを受ける可能性がある。

起業家インキュベーターは、適切なサービスと財政支援をもたらすことによって、計画初期段階（おおむね1年間）に、企業を設立して新規企業インキュベーター又は独自の施設に移転するまでの間、計画所有者を受け入れる。受益者は、施設、技術情報、有益なコンタクト先、特に技術的助言、経営に関する助言などの措置の恩恵を被る。

地方団体、特に州、大規模なコミューン、及びコミューン間広域行政組織は、起業家インキュベーターとの中で活動する企業を積極的に支援している。

(ウ) 新規企業インキュベーター(Pépinière d'entreprises)

新規企業インキュベーターは、創業間もない企業を受け入れる組織である。創業者に活動スペース、共通のロジスティックサービス（受付などの秘書機能、会計士、事務機器等）、そして設立後の数年間、企業発展に役立つ可能性のあるネットワークを提供する。通常、地方団体が単独かもしくは他のパートナーと協力して設立するが、後者の場合には特に非営利社団または混合経済会社を通して設立される。¹

(エ) テクノポール(Technopole)

¹実際は、これら本来の定義よりもむしろ創業支援を行う組織全般をインキュベーターと呼んでおり、厳密に区別されないことが一般化している。そのため、本書においても同様とする。

テクノポールは、都市圏の周辺に整備されることが多く、技術開発や技術移転を促進するために、地方団体、企業、大学、研究所が集積している。「テクノポール」という認定は、フランス・テクノポール協会によって付与され、現在 49 を数える。

テクノポールの目的は、そこで提供されるインフラストラクチャーや科学的・技術的サービスに関心を持つ新たな企業を誘致することである。また、研究開発と産業分野の連携強化に努め、テクノポール内の科学的・技術的利点を PR する目的で広報・プロモーション活動が行われている。この運営は主に経済開発機関により行われている。

2 住民の経済的・社会的利益を保護するための支援

住民の経済的・社会的利益を保護するための支援は、地方団体の経済活動の 2 番目の分野となる。その中には、次の活動が含まれる。

- ・ 経営困難な状況にある企業の支援
- ・ 農村地帯の住民のニーズを満たすために必要なサービスの維持を保証するための活動
- ・ 映画館を運営する企業に対する支援（特別な措置であり、本報告書では説明を省く）

(1) 経営困難な状況にある企業支援

州と県のみが、困難な状況にある企業に対して支援を行うことができる。コミューンについては、一時財政的安定性を脅かすような濫用があったため、1988 年以降はこのような支援を行うことはできなくなった。

1982 年 6 月 24 日付内務大臣通達第 No.82-102 号によると、経営困難な状況にある企業とは、特に次の一つ又は複数の状況下に置かれた企業である。

- ・ 債権に対する支払停止
- ・ 破産の申し立て
- ・ 受注の大幅な減少
- ・ 社会保障費支払いに関する問題
- ・ (技術的理由による) 操業停止に起因する深刻な失業又は解雇措置

地方自治法典第 L.3231-3 条によると、「県の住民の経済的及び社会的利益を守るために、県は、当該企業と結んだ協定で規定する再建措置を実施するために、経営困難な状況にある企業に対して支援を付与することができる」。県は、この分野における手段を共有化するために、他の県又は州と協定を結ぶことができる。このような支援策を実施する前に、困難な状況にある企業が位置するコミューン議会の意見が求められる。

経営困難な状況にある企業に対する州又は県の介入は、「県の住民の経済的及び社会的利益を守る」目的に限って可能である。この条件が満たされているかどうかを監督するのは、

行政裁判所の判事である。しかし、通常は、雇用が脅かされている以上は、このような介入は正当であると判断される。

とは言え、経営困難な状況にある企業支援は、今日では、地方団体が経済活動に充てる財源の非常に僅かな割合を占めるに過ぎない。1985年には財源の5.8%を占めていたのに対して、1998年にはその割合は0.5%未満となった¹。

(2) 農村地帯の住民のニーズを満たすために必要なサービスの維持を保證するための活動

コミューンに関する地方自治法典第 L.2251-3 条によると、「民間セクターのイニシアティブが、農村地帯の住民のニーズを満たすために必要なサービスの創出又は維持を保證するために不在又は不十分である場合には、コミューンは、「結社契約に関する 1901 年 7 月 1 日法」によって規定される非営利社団又はその他のあらゆる人格に対して、それを創出するか又は管理する責任を委任することができる。コミューンは、支援受益者との間に当該支援受益者の義務を定める協定を結ぶという条件で、支援を付与することができる」。

州及び県は、単独で又は他の当該地方団体との協定によって、この支援を実施することができるが、当該の農村地帯に位置するコミューンの議会の意見を求めなければならない。

この種の支援の目的は、農村地帯に位置する孤立したコミューンの過疎問題及びそれに付随して起こる経済活動の消滅に対処することである。住民のニーズがあるにも関わらず民間セクターのイニシアティブが不在又は不十分である場合は支援の対象となる。業種としては美容院、ガソリンスタンド、食料品店、ホテルなどが例として挙げられる。

第 3 節 パートナリーシップによる支援

フランスにおいては、支援の効果を増大させるために、国、欧州連合、そして地方団体との間で共同で行う財政支援が普及している。これは共通プロジェクトの実施にあたり、全実施主体の目標及び財政的貢献を統合させた「契約」という手法で行われる。

このような性質の主な契約を次に挙げる。

- ・ 国・州間計画契約
- ・ ふるさと圏憲章・契約
- ・ コミューン間開発整備憲章
- ・ 単一計画書 (DOCUP)

1 国・州間計画契約

国・州間計画契約 (Contrat de plan État-région) は、1982 年、国の計画と州の計画と

¹ ジャン・ラックマン、「州の経済活動」、パリ、エコノミカ社、1997 年

を関連づけるために設置された。国と当該州が、5年間（国家計画の期間）、契約という形式で共に実施していく活動を定めたものである。したがって、州独自の目標及び国の国家目標と一致する。この枠組の中で、双方の財政負担額に基づいて、具体的かつ数値化された活動が盛り込まれる。

国・州間計画契約はやがて個々の契約が次第に独立した契約の形をとるようになっていった。そして経済分野における州の介入能力はこの契約に大きく左右されていた。その結果、国家計画が1990年に廃止され、また州計画が1994年に廃止された後も、国・州間計画契約は存在し続けたのである。

しかしこの計画契約は、パートナー間における法的拘束力ではなく、道義的拘束力しか有していないため、実際には契約によって示される方向性とそれを実施することに対する各実施主体の意思によって効力を発揮しているのが現状である。

2007年1月1日からは、国・州間計画契約（Contrat de plan État-région）は、国・州間実施計画契約（Contrat de projets État-région）と命名され、7年間という期間（2007年から2013年まで）で策定されるEUの地域開発プログラムとの調整が図られる。

2 ふるさと圏憲章・ふるさと圏契約

「ふるさと圏（Pays）」とは、複数コミューンで構成され、地理的、文化的、経済的又は社会的な統一性が認められる地域である。「ふるさと圏」の境界画定は、これらのコミューンのイニシアティブに基づいてその地域で権限を有する国の代表者により公式化される。

ふるさと圏は、共通の利益を実現させるために最低10年という展望で持続可能な開発に関する協調計画を表した、ふるさと圏憲章を採択する。この憲章の策定及び実施は、当該地域において経済、社会扶助、文化、非営利団体の分野を代表する人々で構成される、ふるさと圏開発評議会によって実施される。

ふるさと圏憲章は、主に次の3つの要素から構成される。

- ・地域診断
- ・戦略的方針
- ・行動計画

この憲章に基づき、ふるさと圏は、国及び州とふるさと圏契約の策定について交渉する。この枠組の中で、国は、地域の経済的・社会的発展のための活動調整に取り組む。1999年の持続可能な国土整備に関する基本指針法によると、国の公役務の組織化に関して、ふるさと圏を考慮することになっている。

しかし、ふるさと圏憲章・契約(Charte de pays et contrat de pays)は、拘束力を持たず、共通の意図を表す文書にすぎない。

現在、初期の協議段階から実質的な運営まで進捗状況が異なる300以上のふるさと圏が

存在する。

3 コミューン間開発整備憲章

コミュニティ間開発整備憲章(*Charte intercommunale de développement et d'aménagement*)は、1983年に設置された。経済、社会、文化面における共通の発展に関して、中期行動計画(5年)を策定することを目的として、隣接する複数のコミュニティが協力することを可能にするものである。

拘束力を持たない方針書であり、その柔軟性は長所でもあるが、一部のコミュニティが参加を中止した場合には、短所にもなり得る。

特に国・州間計画契約の枠組の中で、参加するコミュニティが国、州や県との間に締結する契約調印の基礎として使用されることがある。

4 単一計画書

単一計画書(*DOCUP :Documents uniques de programmation*)は、EUの優先的な3つの目標という枠組の中で、フランスにおける欧州地域開発計画の実施条件を定める。目標1と目標2については州レベルの単一計画書、目標3については国のレベルで唯一の単一計画書の策定がなされる。

単一計画書は、国の方針、フランスの州の計画、及び欧州構造基金の間を結ぶ接点の役割を演じる。欧州構造基金は単独で計画に出資することは決してなく、他の団体との共同出資の際にのみ介入する。単一計画書に記載された行動計画は、欧州地域政策の方針と一致するものでなければならず、提案された計画に対する欧州構造基金の介入率は、このテーマに関する交渉の際に、欧州委員会との間で決定される。単一計画書は、7年という期間で欧州委員会の決定によって採択される。単一計画書は「計画補足書 *Complément de programmation*」によって補足されるが、この「計画補足書」は、具体的に実施される措置の内容と介入条件について明確にするものである。

2007年からは、単一計画書及び計画補足書は、「オペレーショナル・プログラム (*Programmes opérationnels*)」に取って代わられた。これは、単一計画書や計画補足書と比較して詳細な規定が少なく柔軟性が大きい。欧州予算による出資率は、これまでのように各措置にではなく、大きな優先方針別に設定される。単一計画書は全ての基金が適用されていたが、今後は各欧州構造基金それぞれに対して固有のオペレーショナル・プログラムが設定される。

第5章 企業に対する支援策の事例

第1節 概略

これまで、フランスの公的企業支援政策について歴史、制度、実施主体等の全体像を表すことを試みた。これらをふまえ、地方レベルでどのような施策が具体的に実践されているのかについて述べたいが、その前に、それら制度運用面における全体的な傾向を説明する。

まず、地方で実施されている施策は、州が援助規定の策定権限を有するため、州によって異なる、という点がある。そして州ごとに定められた規定に従い、あるいは個別に国と契約を結ぶという手法をとりつつ、各地方団体及び広域行政組織は各域内の実情に応じた施策の展開を行っている。

もう一つの特徴は、1990年代以降従来行われた不動産関連の施策から、長期的な視点で企業活動を捉え、その環境整備を支援する方向へと支援の傾向に変化が生じている点である。具体的には、経済活動区域の整備に、自己資金安定化への支援、各種相談業務など多岐に渡る手法を組み合わせつつ、最適な企業支援を模索しているようにも見受けられる。

また、この分野におけるコミューン広域行政組織の存在感の増大についても触れなければならない。コミューン単独では実際には経済開発は困難であるので広域行政組織に権限を委譲していることが一般的である。この結果経済関係予算は地方レベルでは州に次ぎ第2位を占めるなど、経済開発、ひいては企業支援を実施する主体として、広域行政組織は大変重要な役割を果たしている。

実施主体に関するもう一つの傾向として、特に大都市圏を中心に外部機関の活用が認められる。例えば2005年のAdCF（全仏コミューン広域共同体連合）調査¹では、小規模コミューンも含めた全てのコミューンのうち34%が外部に機関を設置しており、その82%が非営利団体である。これらの多くは、地方団体の議員がイニシアティブをとっている場合も多く政治的意思に裏付けられた組織であるが、その柔軟性、機動力の高さを理由に企業誘致、企業向けサービス提供、起業支援などを主な業務として行う。

それでは、実際に行われている公的企業支援施策の具体例を州、コミューン広域行政組織、県の順で以下に紹介する。

¹ L'action économique des agglomérations françaises Etat des lieux en 2005



(出典 : GEOATLAS la France à la Carte®)

第2節 州の事例

1 ミディ・ピレネー州

(1) ミディ・ピレネー州 (Région Midi-Pyrénées) の概要

ミディ・ピレネー州の州都は、オート・ガロンヌ (Haute-Garonne) 県のトゥールーズ (Toulouse) である。トゥールーズは、北西に大西洋、南東に地中海、南にピレネー山

脈を控えた標高 146m と平坦な土地で、パリ南南西 681km に位置する人口約 40 万人のフランス第 4 の都市である。

都市圏人口は 70 万人を超え、エアバス社の生産基地として知られるが、航空・宇宙産業のほかには、情報産業、電気、バイオテクノロジーが主要産業である。学生数は 11 万人を超え、パリに次いで学生の多いまちである。

このトゥールーズを州都に擁するミディ・ピレネー州は、約 4 万 5,000km² とフランス国内で最も大きな面積を占める州である。人口は現在約 268 万 7,000 人であるが、INSEE（国立統計経済研究所）の予測では、2030 年の人口は 300 万人に上るとされている。

1990 年代以降この地方の雇用増加率は、全国平均を常に上回っており、1.7% を数える。フランスの失業率は約 9% と高く、常に雇用政策は議論的であるため、この指標はこの地方の成長を見事に表している。

（2）経済政策の主体

州の経済活動・研究セクションが直接主体となる以外に、州のイニシアティブで作られた経済開発機関としてミディ・ピレネー開発機構（Midi-Pyrénées Expansion）や情報産業の発展に寄与する機関、州情報関連発展機関（Agence régionale pour le développement de la société de l'information）等がある。このほかに、州は州商工会議所、企業グループ、圏域内の地方団体と協力関係にある。

（3）政策の具体例

ア 概要

ミディ・ピレネー州の企業支援施策は、産業全般の発展を視野に入れた施策、中小企業対策、国際的規模の発展を促進する施策の 3 つの柱に分かれる。

産業全般としては、創業支援、経済開発計画策定、インキュベーター施設の整備、企業の設備投資及び自己資金安定化等への支援を行う。州は同種産業で構成される企業グループに、州の商工会議所と共同で支援を行うことが多く、州単独で支援をするということはない。ミディ・ピレネー州では、航空・宇宙、保健・バイオテクノロジー、農産物食品産業の 3 つが主要産業である。

中小企業対策としては、企業経営の改善への支援、新たな需要に応じるための生産機材導入への支援、社内研修への支援を行っている。現在州の経営強化の対象となっている業種として繊維産業がある。

国際的開発については、見本市への参加、経済ミッションの派遣などを行っている。

予算規模であるが、州の全体予算は 2005 年で 8 億 8,000 万ユーロである。このうちの 4.2%を占める 3,700 万ユーロが経済施策に充当されている。

イ 州経済開発計画を策定

ミディ・ピレネー州は、経済開発計画（SRDE）を作成し、2006 年 6 月に州議会にて承認を受け、同年 12 月に州地方長官の承認を得た。今後この内容が国と州が結ぶ計画契約（2007 年以降は国・州間実施計画契約）に反映されることになる。

計画の策定は下記の手続きを経て行われた。まずは、域内の雇用、企業の置かれている状況などに関する状況分析が行われた。経済動向の調査に加え、ミディ・ピレネー州がどの程度競争力を備えているかの診断を行い、併せて域内の地方団体がどのような施策を行っているのか、州として何が課題なのかを明らかにした。それらを基に、今後の経済発展を目的にした計画が策定された。

2006 年 2 月に第 1 回の関係者の会合が開かれ、引き続き 2 月と 3 月に 8 つの特定分野（資格・雇用、起業強化、文化・遺産を活用した観光発展、中小企業の技術革新と競争力、州外関係、州の魅力、地域の競争力と発展、地域振興のための農業）別の作業部会が開催された。その後域内の 8 つの県レベルの会合を 4 月に行い、最終的には 30 回以上の会合と 2,000 人を超える参画を経てまとめられたものである。

以下、3 章（序章、第 1 章 状況診断、第 2 章 戦略の指針）に分かれ全体で 93 ページにわたる。

ここでは、第 2 章の内容について簡単に紹介する。

第 1 州域の持続可能な成長の促進

ふるさと圏や都市圏レベルで経済活動区域への誘致活動に力を入れる。具体的には近隣サービスへの支援、経済情勢の変化をとらえる州機関の設置、過疎地域や農業への支援、自然エネルギー、廃棄物の再利用への方向性が盛り込まれた。この指針に基づき 3 つの計画（「州域の競争力アクションプラン」、「農業経済アクションプラン」、「州域の持続可能な発展アクションプラン」）の策定が予定されている。

第 2 生産設備の増強支援

雇用創出と州の各業界の発展をミディ・ピレネー・イノベーション（Midi-Pyrénées Innovation）¹と州技術革新基金の設置によって促す。イノベーション分野の研究を促進させる。またこの中で競争力拠点への支援も打ち出された。これらは、「起業アクションプラン」、「業界競争力アクションプラン」、「観光・余暇産業アクションプラン」へ具体化され

¹ 産学公の連携を目的に 2006 年 6 月に発足。州、国、OSÉO、企業、大学等教育機関と研究機関等によって構成される。

る。

第3 国際的視野とそれに基づく行動

州の国際的な位置づけを再評価する。具体的には中小企業の輸出業務への支援の重要性を指す。「世界へ開かれるアクションプラン」の作成が予定される。

第4 州内のリーダーシップ、評価システムの明確化と調整

州内の経済関係のプレーヤーの活動の一貫性とその最適化を目指す。州の「発展アクションプラン」の作成が予定される。

2 バス・ノルマンディ州

(1) バス・ノルマンディ州 (Région Basse-Normandie) の概要

バス・ノルマンディ州の州都は、カルバドス (Calvados) 県カン (Caen) である。ここはドーバー海峡に面し 450km の海外線を有するフランス北西部の地方である。州全体の人口は 1,443,000 人を数える。

この地方は、ロンドンとパリという欧州の2大都市をつなぐ海運の基点であるという特徴がある。シェルブールの港は国内で最もイギリスに近い重要な港である。このほかには温暖で湿度が比較的高い気候を生かして、大麦、小麦などの穀物類を中心に農業がさかんであり、漁業としては牡蠣の水揚げが全国一を誇る。また菜種油や麻から採取する油は農業の動力としても転換利用されている。このように歴史的に農業が主要産業の地方であるため、地域経済の発展のための努力が続けられている。

(2) 経済政策の主体

州の経済・研究・欧州・観光セクションが直接主体となる以外に、研究開発の面で欧州、大規模プロジェクトに関しては国が州のパートナーとなる。また州は県、コミューン、広域行政組織や、商工会議所、OSEO、地方イニシアティブ・プラットフォーム等と協力関係にある。

(3) 政策の具体例

バス・ノルマンディ州では 2005 年 12 月に州経済開発計画 (SRDE) を策定し、経済開発に関する下記の 5 つの方針を立てている。

- 1 州の魅力を高めること
- 2 企業の発展計画をさらに支援すること

- 3 創業、発展、譲渡という企業の持つ3つの局面におけるニーズに対応すること
- 4 研究開発への支援及び研究開発と企業活動の関係を強化すること
- 5 持続可能な発展という視点で取り組みを行うこと（経済インテリジェンス、企業支援への条件化等）

州経済開発計画の策定時に、企業援助の申請手続きが複雑で、改善する必要があることが判明し、州の事務の見直し及び他の団体との役割分担を整理することにした。その結果支援制度については2004年に15であったが、現在では5つに集約された。

また同時に団体間の補完性の原則を尊重することを目的に、自らの専門性を明確にした。つまり小規模な計画に関して州は介入しないという点、そして一つのプロジェクトに同時に複数の団体が介入することを避ける点が方針として掲げられた。

具体的には州は、介入の局面を創業、企業活動の発展、譲渡の3つの段階とし、州の重点分野は輸出、イノベーション、企業集団が行う活動（プロモーションなど）への支援であると位置づけた。同様にコミューンやその広域行政組織の関与を認めつつ不動産支援の権限が県に委ねられた。

ア 創業支援

バス・ノルマンディ州では設備投資を伴う創業計画に関しては、雇用者数に基づき介入する団体が異なる。つまり州は10人以上の企業を支援し、県は10人未満の企業を支援する。

(ア) 信用貸し

県やコミューンが地方イニシアティブ・プラットフォームへ資金を供与することを通じ間接的に企業を援助している。支援の対象は起業を行う個人で、無保証・無利子で300ユーロから30,000ユーロを融資する。

(イ) 州企業設立補助金（PRCE）

工業分野もしくは、企業に対してサービスを提供する企業が行う3年間で6人から50人の雇用が生じる事業計画に対し、24,000ユーロから100,000ユーロまでの補助金を交付する。1年間に約30の企業が対象となり、補助金総額は700,000ユーロに達する。

(ウ) 州投資キャピタル基金

2005年に州はノルマンディ・クレアシオン（Normandie Création）という投資キャピタル基金を創設した。この基金はイノベーションを行う企業に50,000ユーロから3,000,000ユーロまでの資金提供を行う。基金の総額は6,000,000ユーロで、その内訳は貯蓄供託金庫、バス・ノルマンディ州及びオート・ノルマンディ州が各1,000,000ユーロを拠出し、他の銀行群が3,000,000ユーロを拠出している。

イ 企業の発展に関する支援

(ア) 無利子貸付

10人以下の従業員を有する企業に対しては、県が零細企業開発基金 (FDTPE : Fonds de développement des très petites entreprises) を通じ支援する。最高 30,000 ユーロの融資が受けられる。

より大規模の企業に対しては州企業融資制度 ARE (Avance régionale à l'entreprise) を用いて州が介入する。2003年以來1企業あたりで年額2,000,000ユーロから4,500,000ユーロを融資している。

(イ) 州企業発展キャピタル基金

州は州企業発展キャピタル基金を通じ、企業活動の発展に必要な資金を要する企業を支援する。実際には銀行による融資要件が非常に厳しいためこの制度を利用している企業はほとんどない。この基金は規模では前述のノルマンディ・クレアシオンの金額の2倍で、州としては1,500,000ユーロの拠出を行っている。

ウ 企業譲渡への支援

家族経営企業については今後5年間に経営者の定年退職が相次ぐことが予想されている。このため、企業の譲渡が円滑に進むよう、また企業ネットワークが損なわれることのないように支援を行う。

(ア) 信用貸し

創業支援と同様に地方イニシアティブ・プラットフォームを活用し行われる。年間100件の小企業の譲渡が案件としてあがる。上限額は30,000ユーロなので工業分野の企業には十分ではない。

そのため、州がノルマンディ・イニシアティブ (Normandie Initiative) という同種の制度を創設し、年間約15人に対し上限80,000ユーロの無利子の信用貸しを行っている。

(イ) 企業譲渡・発展基金 (Reprendre et Développer)

州企業譲渡・発展基金はバス・ノルマンディ州とオート・ノルマンディ州とが資金を拠出している総額1,200万ユーロの基金である。年間に1、2件の案件を扱う。

第3節 広域行政組織の事例

1 ナント大都市共同体

(1) ナント大都市共同体 (Nantes Métropole) の概要

ペイ・ド・ラ・ロワール(Pays de la Loire)州の州庁、及びロワール・アトランティック(Loire Atlantique)県の県庁所在地であるナント(Nantes)は、中世よりブルターニュ公国の都として栄えた都市である。この都市を中心に広がるナント大都市共同体は、面積が 523 km²、そのうち市街地化されている区域がうち 30%のみである、つまり発展可能な土地が 70%残っているという恵まれた条件にある。ナント大都市共同体の資料によると人口は約 57 万人、うちナント市は約 27 万人であり、トゥールーズ都市圏に次ぐ国内で第2の人口増加率を誇る人口規模としては6番目の都市圏である。

大都市共同体は 2001 年に結成され、現在は 24 のコミューンが加入している。

主要産業としては、IT 産業、金融、バイオテクノロジーのほか、農産物加工業や航空産業、造船業などがある。

(2) 経済政策の主体

ナント大都市共同体においては、経済国際開発部と出先機関である 10 の近隣センターが経済政策を実施する。また、大都市共同体が設立し 90%以上の資金を拠出している非営利社団ナント経済開発機関 (Nantes Développement) がある。

その外に企業のイノベーションを進める機関としてアトランポール(Atlantpole)等が関わっている。

(3) 政策の具体例

ア 経済活動区域の整備

企業を誘致するため経済活動区域の整備に関する方針を立てるのは、ナント大都市共同体経済国際開発部であり、同区域の一覧(抜粋)は下記の通りである。

整備及び販売を行うのは地方混合経済会社であるロワール・アトランティック整備公社 (Société d'équipement de la Loire-Atlantique)、ナント整備機構 (Nantes Aménagement) ロワール・オセアン開発機構 (Loire Océan Développement) である。¹

¹ これらの地方混合経済会社には既述の政府系金融機関である貯蓄供託金庫が資金参画している。

ナント大都市共同体における経済活動区域

(ナント大都市共同体 HP)

名称	コミューン	販売主	用途及び単価	面積
アルモール・ゼ・ニット	サン・エルヴァラン	ロワール・オセアン開発機構	サービス産業 ¹ : 120 €/ m ²	53 ha
ビ・オ・ウエスト・ラエネック	サン・エルヴァラン	ロワール・オセアン開発機構	テクノロジー	4,50 ha
シャントウリ 1	ナント	ナント整備機構	サービス産業: 120 €/ m ²	65 ha
エルト・ウ・アクティブ・マ ラブリ	ラ・シャペル・シュ ル・エルトール	ロワール・アトランティ ック整備公社	中小企業: 40 €/ m ² サービス産業: 50 €/ m ²	23 ha
ユーロナント ガール	ナント	ナント整備機構	サービス産 業. : 190 €/ m ²	34,20 ha
オ・ト・クエロン 3	クエロン	ロワール・オセアン開発 機構	中小企業: 40 €/ m ² 手工業・家内工業: 40 €/ m ²	75 ha
ラ・ブリアヌ 2	ル・ペルラン	ナント整備機構	中小企業: 20 €/ m ² 手工業・家内工業: 20 €/ m ²	9 ha
ラ・ブロス 1	ルゼ	ロワール・オセアン開発 機構	中小企業 : 30 €/ m ² 商業 : 70 €/ m ²	41 ha
モンターニュ プリュス	ラ・モンターニュ	ロワール・アトランティ ック整備公社	中小企業 : 30 €/ m ² 、商業: 90 €/ m ² 、サービス産業: 35 €/ m ²	38 ha

イ 資金面における支援

ナント大都市共同体は国土整備補助金（PAT）の枠組みで支援を行い共同体独自の補助制度は有していない。

この支援の決定は次のような手続きで行われる。国土整備・地方開発局（DIACT）において国、州、ナント大都市共同体の3者で、ある企業へ一定額を助成することを決定するとする。この各者の負担割合は協議により決まるが、共同体の負担額は国、州の負担額を決して上回ることはない。その後支援を受ける企業を含めた4者で契約書を取り交わし、補助金は3回に分けて支払われる。第1回は契約直後で20%から30%、第2回目は一定額が1年若しくは1年半後に雇用創出が確認された時点、また契約の最終時期（3年後など）に残り全額が支払われる。

この制度により共同体が援助しているのは毎年3、4企業である。

ウ その他の支援

(ア) 近隣センターによる企業サポート

¹ ここでいうサービス産業とは商業を除く個人向けサービスを提供する業種を指す。

ナント大都市共同体では、身近な住民サービスの実現を図るため、内部機関として 10カ所の近隣センター（Pôle de proximité）が設置されている。企業支援に関する近隣センターの役割は、地域内の企業の要望の窓口であること、また経済活動区域の販売後のフォローアップ等を行うことである。そのほか企業の跡地利用の検討にも関わることもある。

（イ）ナント経済開発機関による支援

企業入植時と発展時の支援の一環として、契約関連書類の作成、経済データの提供、不動産に関する相談等を行う。また、個人の事情に応じた人的支援として、地域を知るためのフォーラムや見学会の開催、住居のあっせん、随伴する家族への支援（配偶者の求職活動及び子供の転校などに関する情報提供）、行政手続きの支援等を行う。

（ウ）テクノポール

アトランポールは各種研究センターや技術移転機関などの研究分野と企業の産業分野のそれぞれの有するノウハウを結合させ、全体の発展へと導くための活動を行っており、その一環でインキュベーターとしての機能も持つ。ナント大都市共同体以外にも州、県、ナント及びサン・ナゼール(Saint Nazaire)商工会議所、ナント大学(Université de Nantes)等との協力関係がある。

この機関が対象としている業種はバイオ医療、IT 産業、電子関係、農産物加工業である。

（エ）国際的な活動に対する支援

ウエスト・アトランティック（Ouest Atlantique）はペイ・ド・ラ・ロワール州及びポワトゥー・シャラント(Poitou-Charentes)州の発展のために設置された機関である。国の機関 DIACT と地方団体が資金を拠出し、同地方への外国企業の誘致を促す。

ウエスト・アトランティックの海外事務所はフランス大使館の経済部と在外のフランス企業とも協力関係にある。¹

また一方で、地元企業が外国で行う企業活動に対しては州の商工会議所が経済ミッションを主宰するなど側面的な支援を行う。

2 レンヌ都市圏共同体

（1）レンヌ都市圏共同体(Communauté d'agglomération rennaise)の概要

フランス北西部に位置するブルターニュ(Bretagne)州イル・エ・ヴィレンヌ(Ille-et-Vilaine)県の州庁及び県庁所在地がレンヌ(Rennes)である。

ブルターニュ州は元来酪農等農業が盛んな地域であるが、近年パリから陸路で2時間、ミラノやブリュッセルからも空路で2時間半という地の利を生かして産業基盤の充実を図

¹ ナント大都市共同体聞き取り

っている。レンヌにおける重要な産業は、先端技術を応用した農産物加工業や環境関連産業、バイオ医療、情報工学、画像・ネットワーク関連である。

レンヌを中心にした 37 のコミューンで構成されるレンヌ都市圏共同体の総人口は現在約 380,000 人である。

(2) 経済政策の主体

レンヌ都市圏経済開発部及びレンヌ都市圏共同体のイニシアティブで設立された経済開発機関としてレンヌ・アタラント (Rennes Atalante) などが存在する。このほかに、レンヌ都市圏共同体は州、県、域内コミューンと商工会議所、企業グループ等と協力関係にある。

(3) 政策の具体例

レンヌ都市圏共同体の政策を大きく分けると、テクノポール、不動産に関する支援、資金面での支援の 3 つに分かれる。

ア テクノポール

レンヌ都市圏共同体はテクノポールであるレンヌ・アタラント (Rennes Atalante) を通じ研究開発と連動した経済開発を進めている。

(ア) 経緯

レンヌ・アタラントの設立は 1986 年に遡る。この地域経済の転換点は、1960 年代以降の国営企業の地方分散政策である。この時期、大規模な工業地帯の整備、また国営会社、または国が関与していた企業の地方分散が行われ、地方の拠点都市づくりが進められた。ブルターニュ州には 1972 年にレンヌにフランステレコム R&D 社が入植し、その後関連企業が進出した。これがこの地方における情報工学技術の発展のきっかけとなった。

このようにフランステレコムの影響を大きく受けこの地の情報工学産業は発展し、中にはフランステレコムからスピノフした企業も存在する。

(イ) 概要

非営利社団であるレンヌ・アタラントの財政は、レンヌ都市圏共同体 (52%) イル・エ・ヴィレンヌ県 (18%)、ブルターニュ州 (15%)、隣接するサンマロ都市圏共同体 (Saint-Malo Agglomération) (8%) と域内の地方団体等が大部分を負担している。

またレンヌ・アタラントには 2 つの大学と 26 の高等教育機関が立地している。学生数は 58,500 人、研究者は 4,000 人を数える。

会員 (企業及び研究機関) は設立 2 年未満であれば 140 ユーロ、それ以外の機関は 400 ユーロの会費を負担している。

レンヌ・アタラントの構成

地区	主要産業・研究分野	その他
シャンポー地区 (30ha) (レンヌ市内)	農産物加工業、環境、バイオテクノロジー	
ボーリュ地区 (150ha) (レンヌ市内)	情報工学	インキュベーター 施設 5,000 m ²
ヴィルジャン地区 (10ha) (レンヌ市内)	バイオ医療、バイオテクノロジー	
ケルラン地区 (160ha) (レンヌ市外南部)	自動化支援産業、バイオテクノロジー	
サンマロ地区 (70ha) (サンマロ)	海洋バイオテクノロジー、情報工学	インキュベーター 施設 1,500 m ²
合計 420ha		

運営機関である理事会は企業の代表者グループ、大学・グランゼコールと呼ばれる高等専門教育機関及び公的研究機関の代表者グループ、地方団体等の代表者グループの3つで構成される。

会員企業は2006年3月現在249で、内訳はIT関係62%、農産物加工関係18%、その他の業種という構成でIT関係企業の存在感が大きい。

(ウ) 主な活動

主な活動は下記の3つに大きく分けられる。

a 企業誘致・受入れ

イノベーションを進める企業を誘致するため、国内外へのプロモーション（見本市への参加、広報活動など）

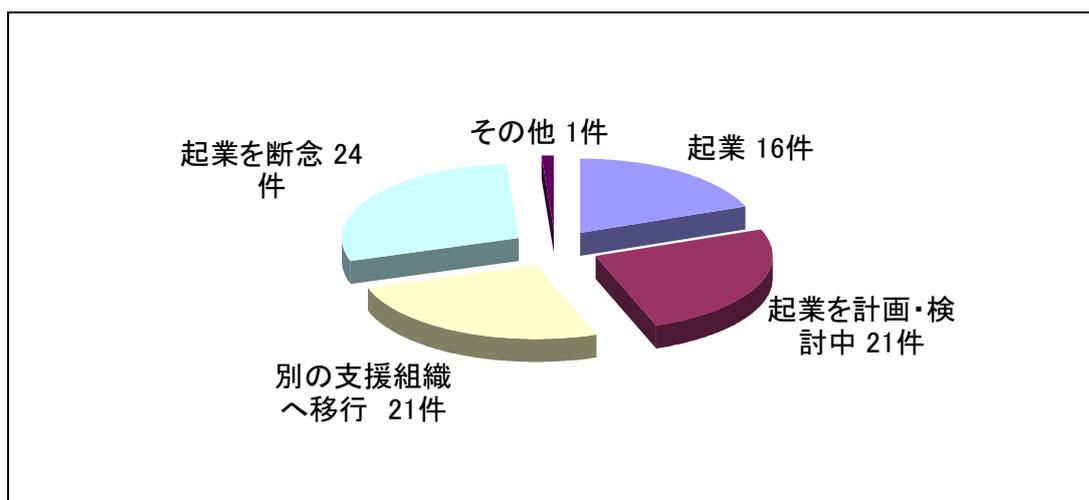
b テクノポール内ネットワークの推進

毎月朝食会(講演、討論会)を開催するなど、企業の経営者、研究機関の責任者、地方団体等、金融機関が集まる情報交換の場を設けている。

c 創業支援

ハイテク産業に特化した創業支援（情報工学、電子、電気通信、バイオテクノロジー、医療）を行う。場所の提供と個々のケースに応じた定期的な相談、サポートを行っている。

2003年11月以降このテクノポールが関与した74のプロジェクトは次のグラフのような経過をたどっている。



イ 不動産に関する支援

(ア) 経済活動区域の整備

経済活動区域の整備を行い、企業を入植させることによる長期的なメリットとしては職業税と公共交通税がレンヌ都市圏共同体の収入となり、既建築固定資産税が構成コミュニティの収入となることである。

ここレンヌの地元経済に与える影響力が大きな企業として、PSA・プジョー・シトロエン社の名前を挙げずにはいられない。ここで同社は年間 30 万台車の生産が可能とされる一大生産拠点を置いている。

共同体の経済開発の一例として、同社の工場隣接地に経済活動区域 (La Touche Tizon) を整備し、そこに自動車産業のサプライヤー (6 社) を集めることで、生産拠点を高度化させた。特別な輸送車に乗せなくてもサプライヤーの車が直接 PSA に部品を運べるよう道路を新たに整備するなど企業のニーズの把握が重要視されている。

ウ 資金面における支援

レンヌ都市圏共同体は国と直接契約を結ぶことにより独自の支援を実施している。

支援の対象は、土地の取得などの不動産投資、設備投資、雇用の創出を行う企業の新規のプログラムである。

支援の基準

企業の種類	最低投資額	雇用の創出
中小企業	150,000 ユーロ	
製造業・手工業	150,000 ユーロ	最低 3 人新規採用もしくは総従業員数の 10%の増員
サービス産業・研究機関	150,000 ユーロ	最低 5 人の新規採用もしくは総従業員数の 10%の増員
大企業	1,500,000 ユーロ	25 人の追加採用

支援の内容

企業の規模	助成額
小企業	投資額の5%、1人の雇用につき3,500ユーロを算定、 上限は150,000ユーロ
中企業	投資額の2.5%、1人の雇用につき3,500ユーロを算定、 上限は150,000ユーロ
大企業	投資額の5%、1人の雇用につき3,500ユーロを算定、 上限は100,000ユーロ

2004年の統計によると、8社に638,199ユーロの助成を行っている。業種的には農産物加工業やサーボモーターの修理業、印刷業、画像処理等である。

レンヌ都市圏共同体としては、企業の設備面はある程度整っていると分析しており、今後はイノベーションを進めるために必要なライセンス、特許に関する投資を企業が重点的に行うべきと考えている。そのためそれらに投資する経費を補助金の対象に加えることを検討している。¹

3 リール大都市共同体

(1) リール大都市共同体(Lille Métropole Communauté urbaine)の概要

リールはフランス北部に位置するノール・パ・ド・カレ(Nord-Pas-de-Calais)州ノール(Nord)県の州庁及び県庁所在地である。

この地方は鉄鋼業・繊維業など工業が盛んであったが、特に繊維業を中心として約30年前より衰退が続いた。そのため、産業構造転換を余儀なくされたが、その結果現在ではサービス業の発達がめざましい。ベルギーとの国境まで約10kmと近く、また175km以内にイギリス、オランダとの国境も位置し、ヨーロッパの他の都市へのアクセスの良さを誇る。リールにおける重要な産業は、ヨーロッパ第一位の集積を誇る通信販売業のほかに、出版業、保険業、機械電子産業等である。

リールを中心とした85のコミュン、61,145ヘクタールで構成されるリール大都市共同体の総人口は約1,100,000人である。

(2) 経済政策の主体

リール大都市共同体経済開発部のほかに産公連携を進める経済開発機関としてイノテックス(INNOTEX 繊維関係)、ユーラサンテ(Eurasanté 公衆衛生)、ディジポート(DIGIPORT 情報工学関連)などが存在する。このほかに、リール大都市共同体は州、県、域内コムンと商工会議所、企業グループ等と協力関係にある。

¹ レンヌ都市圏共同体聞き取り

(3) 政策の具体例

リール大都市共同体では 2002 年に繊維、生物学・健康関連、情報工学、通信販売、運輸等の 10 の強化すべきセクターを戦略的に特定し、以下の施策を中心に行っている。

ア 企業活動の場の提供

Sites d'excellence（高度な企業活動を推進することを目的にした区域）の整備を 5 箇所で行っておりこれらはテクノポールとしての性格を帯びるほか、インキュベーター施設も備えているものがある。また、この中にはユニオン、オート・ボルヌ地区のように都市再生の一環として総合的なまちづくりを行っている地区もある。

地区名	産業分野
ユニオン(70ha)	繊維（新開発）、通信販売、マルチメディア
ユーラテクノロジー(100ha)	情報工学
ユーラサンテ(300ha)	生物学及び健康関連
オート・ボルヌ(300ha)	サイエンスパーク(化学、情報工学)
ユーラリール(120ha)	ビジネスパーク（商業、ホテル、オフィス）

(リール大都市共同体資料をもとに作成)

イ 研究開発に関する援助

前述の Sites d'excellence においては共同体が設立・運営に資金的に関与しているイノテックス、ユーラサンテ、ディジポート等各種経済開発機関が産業分野と研究分野の連携を促進している。具体的にはこれらの機関が、既存企業が行う新たな研究開発の産業化計画への支援などを行っている。

同共同体において特徴的な点は、イノテックスが繊維関係、ユーラサンテが公衆衛生、ディジポートが情報工学関連の機関であるように、各産業分野の振興に目的を特化した経済開発機関が存在することである。

(ア) 競争力拠点に対する支援

リール大都市共同体には 5 つの競争力拠点が認定されており、その全てを対象に支援を行っている。

(競争力拠点の内容)

- ・ UP-TEX(繊維関連産業、ユニオン地区)
- ・ Industries du Commerce (通信販売業、ユニオン地区及びユーラテクノロジー地区)
- ・ Nutrition-Santé-Longévité (バイオテクノロジー、食品加工業、ユーラサンテ地区)
- ・ I-Trans (鉄道関連産業、オート・ボルヌ地区)
- ・ MAUD (Matériaux à usage domestique : 調理、食卓に関する化学・素材産業、オート・ボルヌ地区)

(支援内容)

- ・ 競争力拠点を支える経済開発機関への資金的援助
- ・ 主たるプロジェクトへの支援
- ・ 競争力拠点到属する企業が立ち上げる研究開発計画への資金的援助

上記に対する支援額は2006年から2008年の3カ年に1,000,000ユーロを計上している。

(イ) その他の支援

競争力拠点到位置づけられたプロジェクト以外に適用される一般的な支援制度は下記の通りである。

2,000人以上の企業に対する研究開発予算への助成は、投資額によって手法が異なる。投資額が30,000ユーロに満たない研究開発に対しては補助金を付与し、それを超える計画に対しては貸付を行う。また、2,000人未満の企業に対しては、OSÉOに共同体の基金を設置し、同機関にその運用を委託するという手法で間接的支援を行う。

ウ 創業支援

(ア) 自己資金安定化への支援

リール大都市共同体は地方イニシアティブ・プラットフォームへ資金を供与することで間接的に創業を支援している。この機関は創業者へ4年間無利子の信用貸しを行う。これにより、自己資金を増額できる創業希望者は金融機関で融資を受けることがより容易になる。

(イ) インキュベーター施設の提供

共同体が管理するインキュベーター施設の賃料を市場の相場より低く設定し、起業を可能にする。

第4節 県の事例

1 ローヌ県

(1) ローヌ県 (Département du Rhône) の概要

ローヌ県はフランス南東部ローヌ・アルプ州に属する8つの県のうちの一つである。面積は3,304 km²、人口は約158万人で、面積においては20%を占めるリヨンの都市圏に県の人口の74%が集中している。

リオンは古くはローマ帝国の時代より栄え、ローヌ川、ソーヌ川を中心に南北ヨーロッパを結ぶ拠点として発展した。伝統的には絹織物、印刷や金融業が盛んであった。リヨンの都市圏以外にワインで有名なボージョレー地方及び山間地を抱える同県は、現在では人口の74%がサービス産業、24%が工業、2%が農業に携わる。

主要産業として、冶金業、化学・繊維分野の機械製造業、また成長著しい情報・マルチメディア関連産業がある。

(2) 経済政策の主体

ローヌ県においては、地域連帯・経済整備開発課が経済政策を行うが、この他にも商工会議所等他の団体との協力関係がある。県の関与する経済開発機関としては後述のアデルリ (ADERLY : Agence pour le développement économique de la région lyonnaise) がある。

(3) 政策の具体例

ア 概要

ローヌ県の企業への支援は一般的に間接的に行われることが多く、補助金による支援も複数のパートナーとともに行われる。県の行う経済政策は下記の方針に基づく。

(ア) 県内の均衡ある発展。具体的には農村地域の発展への支援

(イ) 経済と雇用に影響を与える企業のプロジェクトへの支援 (イノベーション、特定分野企業への支援)

(ウ) 企業誘致及び現存する企業への支援

(エ) コミュニティと都市圏の調和のとれた発展

ローヌ県では、特に1の農村地域を活性化させることを目的にした企業の不動産に関する支援及び2のイノベーションの振興に重点を置いており、以下が具体的施策の内容である。

イ 企業の不動産に対する助成

助成制度は下記の表の通り定められている。要件としては EU や国の定める一定地域に位置すること及び、指定する業種であることが求められる。また企業の不動産の取得、改修、拡張のうち雇用創出が行われるものが対象となる。少なくとも5年間当該地で活動が続けることが義務づけられ、また雇用は申請時より 20%増加させなければならない。この助成の直接の受益者は不動産リース会社、もしくは施工主又は出資者となるコミュン共同体である。県により交付される補助金は企業の払う賃貸料を減少させ、リースの終期に当該不動産のオーナーになることを促す。

区分	助成内容
山岳地域 ¹ 、目標2地域、PAT「工業」地域の全てに該当する地域	投資額（税抜き）に 50%を超えない助成率をかけた額（上限 500,000 ユーロ）
山岳地域、暫定支援地域 ² 、PAT「サービス業」地域の全てに該当する地域	同上 （上限 140,000 ユーロ）
山岳地域及び暫定支援地域に該当する地域	同上 （上限 100,000 ユーロ）
山岳地域または暫定支援地域	同上 （上限 70,000 ユーロ）
目標2地域	同上 （上限 500,000 ユーロ）

企業の所在地が上記の地域に属さない場合でも、県が支援が必要であると判断すれば、3年間で1企業あたり最高 10 万ユーロまで助成できるいわゆる「最小支援の原則」に基づき支援を行う。

ウ 県イノベーションプロジェクト基金(Fonds d'innovation du département du Rhône)

この制度は 1979 年に創設された制度で、創業5年未満で従業員が 100 人未満の企業が計画するイノベーション関連事業（新製品や新規サービスの開発）を対象とした施策である。

最長5年間限度額 40,000 ユーロまで無利子で貸付を受けることが可能である。貸付のみならず技術支援、相談業務もまた支援の一環として行われる。

企業の発展時期、また試作品から産業化への段階の移行期といういわば企業にとって重要な時期を支援の対象としている。

貸付は県議会議員やリヨン商工会議所、高等教育機関、産業化に関する専門家、金融機関（フランス銀行など）が構成する委員会により決定される。この会は県議会の副議長が

¹ 1985 年施行の山岳法に定められ、優遇措置を受けることができる特定の山岳地域

² 2005 年まで存在した EU の構造基金の対象地域

主宰し、事務局はリヨン商工会議所が務める。

エ その他

ローヌ県においては、リヨン商工会議所、リヨン大都市共同体、MEDEF¹とローヌ県が共同で経済開発機関アデルリ（ADERLY）を発足させるとともに運営に関わっている。

この機関の主な活動は企業誘致を目的にローヌ県及びリヨン大都市圏の PR を行うこと、既存企業の発展を支援することである。

¹ フランス企業運動（Mouvement des Entreprises de France）フランス最大の経営者団体 85 の産業別連合及び全国に 155 の支部を有する。

参考文献

(参考図書)

Direction Générale des Collectivités Locales, Les collectivités locales en chiffres, Paris, ministère de l'Intérieur et de l'Aménagement du Territoire, 2006

POTIER, Vincent, Dictionnaire pratique des collectivités territoriales, Paris, Éditions du Moniteur, 2006

Direction Générale de la Comptabilité Publique, Les dépenses des collectivités locales pour l'action économique (2002-2004), Paris, ministère de l'Économie, des Finances et de l'Industrie, octobre 2005

Délégation Interministérielle à l'Aménagement et à la Compétitivité des Territoires, Règles communautaires de concurrence relatives aux aides publiques aux entreprises, Paris, ministère de l'Intérieur et de l'Aménagement du Territoire, janvier 2005

BONNARD, Maryvonne (sous la direction de), Les collectivités territoriales en France, collection « Les notices », Paris, La documentation française, 2005

FERRANDON, Benoît (sous la direction de), La politique économique et ses instruments, collection « Les notices », Paris, La documentation française, 2004

Commissariat Général du Plan, Les aides publiques aux entreprises : une gouvernance, une stratégie, Paris, Octobre 2003

AUJALEU, Guillaume, Les aides des collectivités locales aux entreprises – Les attribuer et les percevoir – Mobiliser les fonds, Paris, Éditions du Moniteur, 2002

MADIOT, Yves, GOUSSEAU, Jean-Louis, Collectivités locales et développement économique – Élus locaux, entreprises et territoires, Paris, Imprimerie Nationale, 2002

LACHMANN, Jean, L'action économique régionale, Paris, Economica, 1997

FALZON, Micheline, Les interventions économiques des collectivités locales, Paris, Librairie Générale de Droit et de Jurisprudence, 1996

「フランスの地方自治」財団法人自治体国際化協会 2002年1月

「フランスにおける地域開発—その制度の変遷と事例—(1)」1998年5月15日

「フランスにおける地域開発—その制度の変遷と事例—(2)」1998年5月15日

「EU政策と理念」大西健夫・岸上慎太郎編 早稲田大学出版部

「EU統合化におけるフランスの地方中心都市—リヨン・リール・トゥールーズ—」
高橋伸夫・手塚 章・村山祐司・ジャンロベール=ピット編 古今書院

(インターネット)

Carrefour Local (site du Sénat consacré aux collectivités territoriales)

<http://www.carrefourlocal.org/index.html>

Direction Générale des Collectivités Locales (ministère de l'Intérieur et de

l'Aménagement du Territoire)

<http://www.dgcl.interieur.gouv.fr/index.html>

Institut National de la Statistique et des Études Économiques

<http://www.insee.fr>

Observatoire des aides aux petites entreprises (guide des subventions et financements)

<http://observatoire.ism.asso.fr>

Vie Publique (site public d'information sur les institutions et les politiques publiques)

<http://www.vie-publique.fr>

Région Midi-Pyrénées <http://www.midipyrenees.fr/>

Région Basse-Normandie <http://www.cr-basse-normandie.fr/>

Nantes Métropole <http://www.nantesmetropole.fr/index.jsp>

Communauté d'agglomération rennais <http://www.rennes-metropole.com/>

Lille Métropole Communauté Urbaine <http://www.cudl-lille.fr/>

Département du Rhône <http://www.rhone.fr/noheto/ebn.ebn?pid=12>

(執筆者)

担当 所長補佐 島津 智子 (第1章～4章 校正、第5章 執筆)

調査員 Charles-Henri HOUZET (第1章～4章 執筆)

監修 所 長 四方 和幸

次 長 富澤 信央

次 長 荒木 誠